

日野町議会第2回定例会会議録

令和7年3月24日（第5日）

開会 9時28分

閉会 13時19分

1. 出席議員（14名）

1番	錦戸由佳	8番	山本秀喜
2番	福永晃仁	9番	高橋源三郎
3番	谷口智哉	10番	加藤和幸
4番	松田洋子	11番	後藤勇樹
5番	柚木記久雄	12番	中西佳子
6番	川東昭男	13番	西澤正治
7番	野矢貴之	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町長	堀江和博	副町長	安田尚司
教育長	安田寛次	政策監	河野隆浩
総務主監	吉澤利夫	厚生主監	吉澤増穂
産業建設主監	柴田和英	教育次長	正木博之
税務課長	吉澤幸司	企画振興課長	小島勝
交通環境政策課長	大西敏幸	住民課長	杉村光司
福祉保健課長	福田文彦	福祉保健課地域共生担当課長	芝雅宏
子ども支援課長	森弘一郎	農林課長	吉村俊哲
建設計画課長	杉本伸一	上下水道課長	嶋村和典
会計管理者	三浦美奈	学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一
生涯学習課長	加納治夫		

4. 事務のため出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	園城久志	議会事務局書記	藤澤絵里菜
総務課主査	星田拓臣		

5. 議事日程

- 日程第 1 議第 2 号から議第 3 1 号まで（町道の路線の認定についてほか 29 件）および請願第 4 号（学校給食の充実と無償化を求める請願）について
- 〔委員長報告・質疑・討論・採決〕
- 〃 2 議第 3 2 号 日野町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 3 議第 3 3 号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 4 議第 3 4 号 令和 7 年度日野町一般会計補正予算（第 1 号）
- 〃 5 議第 3 5 号 日野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 〃 6 議員派遣について
- 〃 7 委員会の閉会中の継続調査について

会議の概要

－開会 9時28分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第2号から議第31号まで（町道の路線の認定についてほか29件）および請願第4号（学校給食の充実と無償化を求める請願）についてを一括議題とし、各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 8番、山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） おはようございます。

それでは、私のほうから、令和7年第2回定例会における総務常任委員会の委員長報告をしていきます。

本委員会に付託されました議案は8件、請願が継続審査で1件、調査研究を1件といたしました。

本委員会は、3月13日13時55分から始め、委員長、町長の挨拶の後、8件の付託案件の審議に入りました。

議会側の出席者は、委員長の私、山本および福永副委員長、以下、委員6名が出席、執行側からは、町長、副町長、政策監、総務主監、総務課主席参事をはじめ総務課職員出席の下、行いました。

まず、付託案件の1つ目は、議第4号、日野町防災基盤整備事業分担金徴収条例の制定についてでございます。

今回の改正は、防災事業の分担金に関する事項を定めるための条例制定で、防火水槽の新設および小型動力ポンプの購入事業について、分担金の徴収に関する事項を定めるものでございます。

委員から質疑があり、今まで根拠がなかった分担金の徴収について、全国の分担金徴収条例を調べても、防災基盤整備事業の分担金徴収条例は少ししかない、しかも10分の3という率はあまり見ない、東近江地域においても10分の3という率はかなり高く、竜王町はゼロ、愛荘町は6分の1、その他比べても日野町の地域分担の割合は特に高い、提案のあった条例における10分の3という根拠は何なのか、また、現防災基盤整備の補助金制度では、対象となる事業費の上限があるため、このまま地元負担が大きく、今回提案のあった日野町防災基盤整備事業分担金徴収条例にお

いて上限が撤廃されることについては理解するが、地域の分担率については改めてほしいなどの問いがございました。

総務課主席参事より、消防法では、町が消防水利を設置、管理することとなっている、町として消火栓が町内全域に網羅されており、一定消防水利は整っているという判断をしている、消火栓に加えて地域の防災力を高めていくために、防火水槽等設置の希望のある自治会に対して町が設置をしていくこととしている、そのため、防災基盤整備事業の申請時に分担金の支出と維持管理を地域が行うことを記載していただいている、今回、日野町防災基盤整備事業分担金徴収条例を提案したのは、分担金を地域から頂く根拠を明らかにするためである、分担金には要件があり、設置事業主体が町であること、特に利益を受ける者が存在していること、分担金を徴収しようとする必要な経費にこの分担金を充てること、受益の範囲、分担金の種類等が具体的に明記されていることなどが条例制定に必要なことになる、要件の1つが、分担金の額が受益の限度にとどまっていることであり、補助対象額に上限が設定されている現状では、事業費によっては地域の分担金額が50パーセントを超えるような場合があつて、受益の限度にとどまっているとは言い難いという判断から、今回の条例制定と併せて上限を撤廃させていただいた、上限がない中での30パーセントの地域負担は受益の限度にとどまっていると判断をしている、30パーセントの割合は、過去から、国、町、地域で10分の1ずつの負担であったためであり、特に利益を受ける範囲が限定されているということで、道路整備とは異なり、地域の分担金の割合を30パーセントで提案させていただいた、今後、各地域において高齢化等により分担金の支出が厳しくなることも想定されるため、継続してほかの自治体の状況を鑑みながら引き続き、情報収集、研究等をしていきたいと回答がございました。

この回答に対し委員から、今ある防火水槽を更新するというのが特に利益を受けるという考えでいいのか、災害に備えるための防火水槽を更新することが特に利益を受けることとなり、更新時にも再び30パーセントの分担金が必要というのは適切ではないと考える、町の財政状況が厳しい中で地域にも一定の負担という考えは理解はできるが、国の負担を除くと町と地域が同じ負担割合であった状況から交付税措置があり、負担割合は町が地域よりも低く変わってきている状況の中で、本来は町が全て負担するのが原則だが、地域の負担は20パーセントほどであるべきと考える、30パーセントありきという融通の利かない分担金の割合である条例が町民目線で考えているのか疑問がある、地域は人が減る中でお金がなく、役員の成り手も不足するという状況の中で、地域に30パーセントの負担を求めることに強い不満があるとの質疑がありました。

これに対して総務課主席参事より、町と地域の負担割合について、地域の負担が町よりも多いとのことである、緊急防災・減災事業債は100パーセントの充当率で、

70パーセントが交付税の基準財政需要額に理論算入される、交付税は一般財源であり、特定財源ではないため、町の負担はあくまで70パーセントという考え方である、多発する災害の状況を鑑みると、国はこの起債を継続する可能性があるとは思いますが、現時点では緊急防災・減災事業債は令和7年度で終了すると聞いている、充当率100パーセント、交付税算入率70パーセントという非常に有利な起債であったが、今後、交付税算入率が低くなることも考えられる、そういうことを考えると、令和8年度以降、地域の負担が町よりも大きくなるということはないと現時点では思っているが、分担金の割合について引き続き研究をしていきたいと答えられております。

町長からも、事業の補助対象額の上限については、物価高騰の中で大切なことと判断し、撤廃することとした、地域の分担金割合10分の3についての指摘や、地域からすると行政的な「特に利益を受ける」という表現に違和感があることは理解するところである、今回、防災基盤整備事業の分担金の割合は、従来を踏襲し設定している、地域の負担には様々なものがあり、割合が適切かどうか、整理ができていない中で、地域の分担金割合全体についてしっかりと研究と議論をする必要があると判断し、防災基盤整備事業の分担金の割合を見直すことはしなかった、人口が減少する中で分担金の割合が適切かは大いに検討の余地がある、議論を尽くすには時間がかかるかもしれないが、総合的に勘案する中で負担割合の議論をしていくことが必要と考えている、負担していただく地域には申し訳ないが、これまでの経緯の中で判断としましたと答弁がございました。

次に、付託案件の2つ目に入ります。議第5号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

これは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う7条例の改正で、それぞれ、懲役および禁錮が廃止され、また、拘禁刑が創設されることから各引用字句を改めるものです。

質疑に入り委員より、文言が変わるだけで問題がないということは、処分の判断において懲役でも禁錮でも同じ刑の重さであったということでのよいのか、また、情状酌量等により執行猶予がつく場合がある、この場合はどのような判断となるのかとの問いがございました。

これに対し、総務主監より、刑の重さと執行猶予がついた場合の判断は確認させていただきたいが、条文をしっかりと精査し、正しく条例が運用できるようにさせていただくと答弁がございました。

続きまして、付託案件、議第6号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律の制定公布に伴う3条の改正で、それぞれ引用条文の位置が地方自治法上において変更になることから、引用箇所を変更するものです。

質疑はございませんでした。

続いて、付託案件、議第8号、日野町職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例および日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の制定公布に伴う2条例の改正です。

時間外勤務制限の対象となる養育する子の年齢要件の拡大と、仕事と介護両立支援制度等に関する意向確認等措置の追加によるものです。また、引用条文の位置が変更になることから、引用箇所を変更するものです。

質疑に入り委員より、働き方・業務改革推進本部の中で、退庁しにくい雰囲気の問題になっているというような声はないのか、議会の終了が職員の勤務時間外に及んだ際、庁舎にまだ職員が多数残っておられる、議会に課長が出席している際は議会終了まで課員は退庁してはならないということにはなっていないのかとの問いがございました。

これに対し、総務主監より、働き方・業務改革推進本部において、退庁しにくいという声は聞いていないが、業務が多く、人手が不足しているという声は聞いている、このことについては、業務のスリム化、見直しをしていく中で対応していく必要があると考えている、議会中は、答弁に係る職員は必要に応じて資料提供等を行うことがあるため在庁し、議会をインターネットで傍聴している、終了すれば退庁することになるが、残務整理等で在庁していることが考えられる、働き方改革においても、早く退庁しようとする機運を高めることが必要と考えていると答弁がございました。

次に、付託案件、議第9号、日野町職員の休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、休暇の種類に子の養育に関する無給の休暇を追加するための条例の改正です。

質疑はありませんでした。

続いて、付託案件、議第10号、日野町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、職員の給与の改定を行うための条例改正で、今回、人事院勧告等に準じて、給料、扶養手当等を改め地域手当を追加し、その他所要の措置を講ずるものです。

質疑に入り委員より、地域手当について、全ての正規職員、フルタイム会計年度任用職員に支給され、パートタイム会計年度任用職員についても正規職員とフルタイム会計年度任用職員に準じて地域手当相当分を支給するとのことである、パートタイムの会計年度任用職員についてはどのように支給されるのかとの問いがございました。

この問いに対して、総務課課長補佐より、常勤職員と比べて勤務時間の短い非常勤の職員がパートタイム会計年度任用職員であります、地方自治法により、パートタイム会計年度任用職員に支給ができる手当が定められており、その中に地域手当がないため、地域手当という名称で手当を支給することはできない、同じ非常勤職員でフルタイムとパートタイムの職員とで給与に差が出ることは望ましくないため、地域手当に相当する額、令和7年度については2パーセントを支給していくと、パートタイム会計年度任用職員の給与は報酬という形で支給しているため、報酬が時給の場合は、時給に2パーセントを上乗せし、働いた勤務時間により報酬を計算して支給する。結果としては、フルタイム・パートタイム会計年度任用職員も同じように支給される形になると答弁がございました。

続いて、付託案件、議第18号、日野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、退職報償金の改定を行うための条例改正で、今回、勤続35年以上の勤務年数区分を追加するものでございます。

質疑に入り委員から、退職報償金の支給において35年以上が設定をされたのは、対象となる団員が現れたためという認識でよいのか、また、今後、退職報償金の金額の改定の余地はあるのかとの問いがございました。

これに対し、総務課主席参事より、対象となる団員が現れたための改正ではない。今回の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が、全国的に消防団員の成り手不足が叫ばれている中、長年団員を務めておられた方がたくさんおられ、消防団にシニア層の活躍を推進するため一部改正され、その内容に合わせて町も改正するというものである、退職報償金の額については、基本的に国の基準値と同額であるが、町独自に5年から10年で退職される区分に属される方へは1万円を上乗せしているということの答弁がございました。

続いて、付託案件、議第29号、令和7年度日野町西山財産区会計予算については、質疑はございませんでした。

最後に、議長より、議第4号、日野町防災基盤整備事業分担金徴収条例の制定について、市街化調整区域の集落は、防火水槽を設置、更新し、消防力を維持しているということだが、市街化区域については、消防水利の基準の関係で、公費により消火栓水利が140メートルで設置され、消防力が守られているということの話をされました。市街化調整区域と市街化区域での公平性を指摘され、町は柔軟な対応を考えていくべきとのコメントを頂きました。

その後、討論に入り、討論なく、採決を行った結果、議第4号、日野町防災基盤整備事業分担金徴収条例の制定についてほか7件について、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

14時51分に終了し、暫時休憩後、15時に再開、調査研究事項として県内の学校給

食の現状調査を、学校教育課から説明を受け、自由討議の場を設けました。

委員からは、有機米を提供する意義、品質の観点から地場産品の活用のこと、給食の食材で余ることはないのか、給食のメニューに郷土料理の取組、日野菜の提供などのことに対して意見交換をしていきました。

その後、担当課退席の後、請願第4号、学校給食の充実と無償化を求める請願の審査に入りました。

この請願の紹介議員は、加藤議員、後藤議員、谷口議員、松田議員の4名でありました。

この請願は昨年12月議会からの継続審査で、さらに深めていく形で直ちに審査のほうに入っていました。

紹介議員より、日本共産党に籍を置いている、弱い立場や困っている方から請願が出てきたときには寄り添うのが共産党の精神である、議員として請願は何でも受けなさいとはなっていないが、それでは弱い立場の方が思いを置いていかれてしまう危険性がある、弱者の立場に立ち、請願に向き合うべきである、議員は請願の採択において、予算的な裏づけ等実現性に責任を持つ立場にはなく、請願内容に対して財政事情を考慮して実現するかどうかは、議会の請願採択を真摯に受け止め、執行側が判断することである、議会が請願を採択しなければ、仕組みとして請願者の意思が行政に伝わらない、議員として請願者の思いを行政に伝えたいと考えていると発言がされました。

続いて、別の紹介議員から、最終的には学校給食の無償化を求める立場である、納得できない部分もあるが、学校給食法第11条において、学校給食の実施に必要な施設および設備に要する経費ならびに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担とし、その経費以外の学校給食に要する経費は学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするとされているので、学校給食を無償化するためには法改正をすべきと考える、国では衆議院の予算委員会において、石破総理が学校給食の無償化について、2026年度以降のできるだけ早い時期に制度化していきたいとしており、国全体で学校給食は無償化の方向に向いている、給食費の負担においては、困っている方には就学援助制度により、日野町では5人に1人の児童は給食費が負担なしか半額負担としてサポートされている、国において学校給食費の無償化が制度化されるまで、町独自に無償化の取組を行うことも考えられるが、町財政が逼迫する中、令和7年度から直ちに学校給食費を無償化するのは無理であるので、課題を研究していく余地があると考えていると話されていました。

委員からは、基本的には学校給食の無償化を求めるよう訴えてきた立場である、12月議会において、学校給食の充実と無償化を求める請願を否決したわけではなく、様々な意見がある中で議論を深めるために継続審査となった、方向性の1つとして、

学校給食の無償化を求めるために国に意見書を提出した、国の方向性としては、まず無償化は小学生からと聞いており、そのように国で制度化されたときには、町として、中学生も含め義務教育について学校給食を無償化すべきと請願を出すのがよいと考えると言われていました。

また、別の紹介議員より、予算の一部に反対するのであれば予算の修正案を出すべきという考えや、議員としての責任は予算の裏づけ等まで及ばないという考えも、議員としてどう判断するのが正しいのかとの問いに対しては、委員長より、議員個々の考えによると思う、請願は請願書の内容に基づき判断すべきものであるとお答えさせていただきました。

また、紹介議員より、学校給食の充実と無償化を求める請願は、現在継続審査となっている、議論が深まらなければ判断を先延ばしただけにならないか心配しているとしたことや、別の紹介議員からも、財政事情等を考慮して、令和7年度から学校給食の無償化についてその場で判断するとなった場合、否決となった公算が大きかったが、学校給食が無償化されることを多くの議員が望む中で、否決するには忍びないと、本案件が継続審査になったと思われると言われておりました。

ここで議長からは、請願における請願者との面談において、請願の願意は、国への要望は後のことであり、まずは学校給食の無償化を、願わくは令和7年度から一般財源で行ってほしいということであったと述べられ、別の委員より、保護者としては、学校給食が無償化され、負担が少なくなることは誰もが望むことではあるが、学校給食の無償化をまず一般財源で行うことは、町財政や学校給食の狙いから正しいのか、保護者の生活実態を考えると、学校給食の無償化に財源を充てていくことが最優先とは判断できないと考える、理想は学校給食が無償化されることだが、給食のほかにも教育の充実において緊急性が高いことがあると考えられる中で子どもに対して責任を持って判断するため必要であり、今の状況では賛成しかねる、財源の裏づけ、実現性を考慮し判断することが、請願者の願意に対する礼儀だと思う。

また、別の委員から、請願を採択するか判断において、請願を受ける議会の役割、住民の請願権をどう考えるのか、財政や実現性を議会としてどう考えるか決めなければならないとの発言もございました。

紹介議員から、請願を審査する議会と、予算を議決、決算を審査するのは同じ人間である、全てを鑑みて判断すべきと考えると話され、委員長の私からも、議員としてどう捉えるのか、議員としての信念、何に主眼を置いてやっているのかを請願採択の判断材料にしてほしいと言わせていただきました。

また、委員から、学校給食無償化の請願を採択したのであれば、その実現に議員として一定の責任があり、実現に向け取組を進めるべきである、否決したのであれば、なぜ否決になったのか、請願者や住民に理解していただくよう説明責任がある、

請願が継続審査となった12月の時点では国の動き等不明なことが多かったが、この間、動きが見られる中で、国の方向性も見えてきている、請願内容そのままでも、学校給食の無償化等について、町に責任を持って要望していくべきと考える。

また、別の委員から、学校給食をいきなり無償化するのは賛成できない、途中経過があり、例えば、第2子以降を無償とすることや、期間を区切って給食費を半額にする等、経過措置をすべきと考えるという発言もございました。

ここで委員長からは、請願内容を変更するのではなく、請願内容により採択の判断をお願いしたいことをお伝えし、議長からは、国の制度として学校給食が無償化となったとしても、費用を全て国が負担するというものではなく、財政措置とは、交付税等により3分の2を県や市町村が負担するという形になると思われる、学校給食はセンター方式や自校方式、米だけの提供等、地域によって特色がある中で、国が制度で学校給食を無償化したとしても、議会としてははっきり、研究、勉強していく必要があると話されておりました。

委員からも、市町村が独自に学校給食を無償化するのであれば一般財源ということになる、国が全国一斉に制度として実施するのであれば交付税等により財源の措置がなされ、国、県、町、それぞれ負担が必要になると想像されると発言がございました。

ここで、委員長の私のほうから、国が学校給食費を無償化に必要な金額は5,000億円と言われており、過去の状況からすると日野町は5,000万円ほどが措置されると考えられる、町の学校給食に関わる支出は2億3,000万円であり、全てを国が負担するわけではないということを考えなければならないと話していただきました。

紹介議員から別の紹介議員へ、請願を受けたときの面談において、請願者の考えは、学校給食費無償化の費用を一般財源で負担ということと、無償化は可能であれば令和7年度から実現してほしいとのことであった、請願書にはそのことは記載されていない、面談での請願者の考えを請願採択の判断に加味すべきと思っただけの考えなのかとの問いに対して、願意としては請願書に記載のあるとおりである、自分の思いも、学校給食無償化の費用を一般財源で負担、無償化は可能であれば令和7年度から実現してほしいということではあるが、あくまで請願書の要望事項、記載内容が基本であると思うと答えられました。

委員より、請願書が採択となった場合、請願書の要望事項、記載内容は全てそのまま採択になるのかとの問いに対して議長より、過去には、請願書の一部採択、部分採択を行ったことがある、しかし、一部採択は請願者の願意と異なってしまう場合があるため好ましくないと考えたと話されました。

以上、議論が尽くされたと判断し、討論に入りました。

まず、反対討論として、学校給食の充実と無償化を求める請願が駄目ということは一切思っていない、しかし、請願の趣旨の中にある食育の効果について、学校給食の無償化によりさらに充実されるものとは考えられないものであり、これは比例せず違った次元のことであると考えている、また、持続可能性を考えても、曖昧な状況ではなく、根拠、確信がしっかりある中で政策は実現していく必要があるべきで、根拠等に責任が持てない状況で採択に賛成することはできないので反対すると。

続いて、賛成討論として、議員として無責任なことはできない、議員の発言は責任を伴うものである、しかし、請願の採択については、議員がどうするか、執行側がどうするかはそれぞれの責任において考えることである、町財政のことは置いておいて、制度として令和7年度から学校給食費が無償化されることは望ましいが、実現できるかできないかのゼロか100ではなく、採択することによる積極的な面、前向きな面を理解し、採択に賛成してほしいと。

さらに、反対討論として、学校給食費を無償化するには財源が伴う、裕福な家庭に対しても無償化するのではなく、所得制限や、第1子は無償だが第2子以降は有償や2分の1の負担等、条件をいろいろつける必要があるということを考えているということの反対討論がございました。

続いて、賛成討論として、日野町が少子化対策や子育て支援に取り組む中、子育て家庭における経済的負担を軽減することも、少子化対策や子育て支援の柱の1つに組み入れるべきと考える、町の施策で抜け落ちているのであれば、二元代表制の一翼を担う議会の立場として、学校給食費を無償化も少子化対策につながるため、町が進めるべきとして採択の判断をしていただきたいと討論がありました。

討論が尽くされたと判断し、採決に入りました。

結果、7名中4名の委員の賛成としての起立により、賛成多数で学校給食の充実と無償化を求める請願について採択すべきものと決しました。

以上、16時10分に終了し、委員会を閉会いたしました。

令和7年第2回日野町議会定例会における総務常任委員会委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、産業建設常任委員長 10番、加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、令和7年第2回日野町議会定例会産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

本委員会は、3月14日午後1時55分から委員会室において行われ、議会側は、委員全員と、オブザーバーとして杉浦議長が参加、執行側より、堀江町長、安田副町長、河野政策監、柴田産業建設主監、吉澤総務主監、嶋村上下水道課長、吉澤税務課長、杉本建設計画課長はじめ、関係各課から出席がございました。傍聴者はありませんでした。

町長、議長の挨拶に続き、本委員会に付託された4議案の審議に入りました。

議案の説明は、先の議員全員協議会で受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第2号、町道の路線の認定についてを議題として質疑を行いました。

委員より、表題の路線と関わって、まだ先の話だが、西明寺安部居線改良工事の第2工区も完了すると、現道の常永橋の整備が必要になってくる、また、今回、町に移管される池川橋の整備には今後どれくらいの費用がかかるかとの問いがありました。

これに対して当局より、常永橋整備計画は現時点ではない、橋梁は県で点検をされており、判定Ⅲになると修繕が必要になる、したがって、判定Ⅲにならないことで、県から町に移管を受ける予定である、池川橋も同様である。

次に、議第3号、日野町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題として質疑を行いました。

委員より、既に県内で5市町が条例を制定しているようだが、これはどこか、また、承認要件を満たせば全ての企業に3年間課税が免除されるのかとの問いがありました。

当局より、県内で税条例として制定しているのが、長浜市、東近江市、近江八幡市であり、日野町と同じ形で米原市と高島市が制定、日野町は県内6番目となる、承認事務は県が行い、町には結果が通知される、結果を受けて、町から対象企業と調整、申請を頂き、3年間課税を免除する、そういう条例であります。

引き続き、委員より、竜王町と東近江市の企業誘致の状況に対する問いがありました。竜王町は条例がないため固定資産税の減免はないが、町独自の支援を考慮しておられるかもしれない、東近江市については情報を持っていないとの回答でした。

また、別の委員より、鳥居平・松尾工業団地の充足率についての問いがありましたが、これについては、先日、県の開発許可が承認されたところであり、張りつけ状況についてはまだ聞かせていただけないとの回答でした。

続いて、議第24号、令和6年度日野町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行いました。質疑はなく、次に進みました。

次に、議第31号、令和7年度日野町下水道事業会計予算を議題として質疑を行いました。

委員より、年間総排水量はどのような計算から出てくるのか、実際の排水量はこれより少ないが、雨水や井戸水等の流れ込んでいる可能性は考えられるのか、下水もどこかで漏れていることはあるのかなどの問いがありました。

これに対して当局よりは、月ごとの排水量の報告と人口予想に基づき予定水量を算出している、排水量については、雨水が管の継ぎ目から入って増えることもある

が、下水道が漏れることはない、雨水の関係は、全国的には問題となっているところもあるが、日野町ではよく分からない、マンホールの構造上、雨水が完全に侵入しないことにはならない、宅内の汚水枡等の周辺では、下から植物の根が入り、管を破損することもあるとの回答でした。

別の委員より、キャッシュ・フロー計算書に資金増加額が1,300万円と書かれているが、50年を超える下水道管も出始めている、今後更新が必要だが、この額で足りるのかとの問いがありました。起債と補助金を活用し、事業を進めるとのことでした。

オブザーバーの議長より意見として、4月1日より開発許可に盛土規制がかかる、企業が現地を見に来たときに環境をよくすること、道路整備の重要性ならびに事業起業者との連携、町の協力の必要性が述べられました。

ほかに、質疑、討論はなく、議第2号、町道の路線の認定についてほか3件は、一括採決にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

町長挨拶を受けて、14時40分、付託案件の審議を終え、休憩に入りました。

14時45分に再開をし、調査研究を行いました。

テーマは町内の道路整備の現状と今後についてであり、建設計画課より、用意された資料2枚を基にした説明があり、それを受けて自由討議に入りました。

委員より、名神名阪連絡道路の八日市インターチェンジ付近の接続地点が分かれば教えてほしい、県道西明寺安部居線と国道307号との接続予定箇所について、川のほうに張り出している整備計画は認められないのか、同じく、307号登坂車線の進捗状況、湖南サンライズ付近のダイフクさんに協力を頂いている、ため池東側を回る道はいつ頃できるのかなどについて問いがありました。

当局からは、名神名阪連絡道路については、ルートも接続地点も県からの情報はない、早くキャッチをしていきたい、西明寺安部居線接続地点の川側への張り出しは難しい、登坂車線は地権者が非常に多く、今後の進め方を協議していきたい、ダイフクさんの工事進捗状況は、令和8年12月完了予定の報告を受けているが、道路部分はもう少し早いのではないかと考えているとのことでした。

引き続き委員から、連絡道路については、住民に機運が高まるようなのぼり旗など、アピールの必要性が提唱されました。西明寺安部居線1期工事と関わって、町道奥之池線整備計画、登坂車線地権者相続対策など、重ねて問いがありました。

奥之池線については、来年度から佐久良地区地籍調査と関わって、境界の確定、用地買収円滑化に向けて準備をしたいとのことでした。

別の委員より、西大路鎌掛線工期延長と用地買収の関係についての問いがありました。これについては、本来であれば用地買収ができた状態で予算を計上し工事を進めるのだが、この路線は延長も長く、区間を区切り進めてきた、用地が買えない

ので事業が止まるというようなことはないとの回答でした。

オブザーバーの議長からは、相続関係と用地買収の進め方、道路整備における地元要望の必要性、道路整備は接続こそが大切である、橋梁工事における県への要望などについてアドバイスがありました。

これを持ちまして、15時25分、調査研究を終わり、閉会いたしました。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、厚生常任委員長 7番、野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） それでは、私から、厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

第2回定例会、3月定例会の厚生常任委員会の委員長報告です。

まず、去る3月17日午前8時55分より委員会室にて委員会を開会いたしました。

出席者は、議会からは、私、委員長と、谷口副委員長をはじめ、厚生委員全員、議長をオブザーバーとし、事務局長も出席いただきました。執行側からは、町長、副町長、政策監、総務主監、厚生主監、産業建設主監、また、福祉保健課、上下水道課、交通環境政策課、住民課、子ども支援課、長寿福祉課、総務課の担当職員の皆様にも参加いただきました。傍聴者は1名でありました。

私、委員長と町長の挨拶の後、16件の付託案件の審議に入りました。

まず1つ目ですが、議第7号、特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしましたが、質疑はありませんでした。

次に、議第11号、日野町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしましたが、こちらも質疑はありませんでした。

議第12号、日野町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および日野町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑をしました。

ここでは、代替保育連携協力者とは具体的にどういった協力者のことかという質問に対して執行側からは、家庭的保育事業所は連携施設を確保する必要があり、保育に欠ける場合、必要に応じて連携施設から来ていただくことが必要です、ただし連携施設を確保するのが困難であることから、本来、10年の経過措置があるところを今回特例期間として5年間さらに延長することが今回の改正に含まれているというような説明を受けました。

この15年間の経過措置というところですが、実際、鎌掛で行われる小規模保育施設での民間運営を頂くのですが、現時点ではこちらはこの要件をまだ満たしていないというようなことを説明いただきました。一般的には、よその市町も含めて、なかなか連携施設を確保するのが難しい状況であるというような説明も受けました。

次に、議第13号、日野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議

題としましたが、質疑はありませんでした。

また、議第14号、日野町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例および日野町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしましたが、質疑はありませんでした。

続きまして、議第15号、日野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としましたが、こちらも質疑はありませんでした。

また、議第16号、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としましたが、こちらも質疑はありませんでした。

議第17号、日野町布設工事監督者の配置および資格ならびに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としましたが、こちらも質疑はありませんでした。

続きまして、議第20号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とし、こちらについては質疑がありました。

主に保険給付費の減額の理由は何かというところについて、執行側の説明は、保険給付費等の国民健康保険特別会計の減額の理由は、令和6年2月から令和7年2月を比較すると、被保険者数が3.8パーセント減少している、被保険者数が減少していることから、受診される方も減り、受診回数も減少する、こちらが減額理由であります。ただし、1人当たりの保険給付費は高止まりしているという説明を受けました。

また、マイナ保険証と資格証明書について詳細を質問されました。

こちらについては、資格証明書の発行は増えたという回答で、年次更新と言われる年1回のタイミングで切替えを通常行っているところを、今回、マイナ保険証に切り替わる12月1日の時点で悪質滞納者の世帯を認定し資格証明書を発行したという経緯があり、資格証明書の世帯が増えたという説明でありました。

この悪質滞納者と言われるものは何かということに関しては、前年度以前に保険税の未納があり、1年間全く納税されていない世帯のことであるというようなことです。また、マイナ保険証になったことから、以前、保険証にあった短期証というのがなくなったことにより、資格証明書の世帯が増えたということも要因であるというような説明を受けました。

さらに、高額療養費の実績についての質問もありましたが、当初の見込みより少なかったため減額であったというような回答です。

次に、議第21号、令和6年度日野町介護保険特別会計補正予算（第4号）につい

てを議題といたしました。質疑はありませんでした。

また、議第22号、令和6年度日野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題としましたが、こちらにも質疑はありませんでした。

議第23号、令和6年度日野町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題としましたが、質疑はありませんでした。

次に、議第26号、令和7年度日野町国民健康保険特別会計予算についてを議題としたところ、幾つか質疑がありました。

まず、市町村の国民健康保険が抱える課題として保険料が上がっていくというようなどころがあるんですが、ここに対して町ができることやよい案があれば教えてほしいというようなことに対し、執行側からは、医療費水準が高くなってしまふのは国民健康保険の年齢構成が高いためである、65歳以上74歳までの方が半数を占めていることが主な要因となっている、また、この年齢構成が高いことと関連し、医療費水準が高くなる、国民健康保険は65歳以上の方が多く、年金暮らしの方も半数を占めており、所得のある現役世代の方の割合が少なくなるので、支える側の保険料が増加する一因になっている、また、今後、国が進める施策として、保険への加入というようなどころが、被用者保険の適用拡大というものがありますが、これによって協会けんぽへ被保険者が移行することにより、国民健康保険は年齢の高い方が残りがちな構造になっており、この構造的な問題が生じているということで、国の改革等がない限り町で制度改正を行うようなことはなかなか難しいという町の考えも皆さんで共有いたしました。

このような国民健康保険のお話の中で、ある委員からは特定健診と人間ドックについて提案があり、特定健診に2万円の補助が町から出ている、人間ドックに関しても上限2万円、これは2分の1なので、4万円人間ドックに行った場合に2万円の補助がある、つまり、いずれにしても2万円の補助をするのであれば、人間ドックを推奨するほうが健康維持にとってよい施策とも考えられるのではないかと、また、そのように推奨してはどうかというようなアイデアが提案されました。

次に、議第27号、令和7年度日野町介護保険特別会計予算についてを議題としました。

こちらにつきましては、滞納繰越普通徴収保険料という項目が40万円計上されています。こちらはどのようなものなのかということで、介護保険料が基本的には滞納されたものがある、この理由として、介護保険料は原則特別徴収で年金天引きさせていただいているものですが、65歳からは一定期間、普通徴収、自分から支払うというもので、納付書や口座引き落としで納付させていただいている、滞納については、納付書や口座引き落としで年金に切り替わるまでの一部の納付忘れがある、年金に切り替わると天引きされるというのがあるのと、もう1つは、年金に切り替わった

としても、18万円以上の年金受給者は特別徴収の対象となりますが、18万円未満の年金受給者は普通徴収の対象となるため、納付能力的に難しく滞納になってしまうという現状もあるというような説明を受けました。

次に、議第28号、令和7年度日野町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題としましたが、こちらは質疑はありませんでした。

また、議第30号、令和7年度日野町水道事業会計予算についてを議題といたしましたが、こちらも質疑はありませんでした。

以上16件の議案についての質疑を終わり、次に討論に入りました。

討論については、反対討論があり、松田委員より、議第20号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）と、議第26号、令和7年度日野町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で発言がありました。

反対の理由としては、高過ぎる保険料をさらに引き上げているというところと、もう1つは、子どもの保険料軽減を拡充していない、国民健康保険が収入のない子どもから保険料を徴収しているというところを理由に挙げられました。

また、賛成討論は中西委員からありまして、国民健康保険制度がなくなることは大変な事態になってしまう、これを維持するためには、足りない部分は補正予算等で補い、また、新たな予算計上をしていく必要がある、住民生活に影響があることは重々承知しているが、やはりこの予算がなければ国民健康保険が止まってしまうため、しっかり議論をし、また、今回はこの議論をしたということで、予算に関しては賛成の立場で意見を述べられました。

これによりまして採決を行い、議第20号、議第26号以外の議第7号、特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか13件については、反対意見がありませんでしたので一括で採決を行い、こちらは起立全員により原案どおり可決すべきものと決しました。

議第20号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についての採決を行いました。こちらは起立多数により、原案どおり可決すべきものと決しました。

また、議第26号、令和7年度日野町国民健康保険特別会計予算について採決を行い、起立多数により原案どおり可決すべきものと決しました。

これによって、町長挨拶の後、調査研究事項としまして、日野町の認知症に対する施策、支援体制について皆でレクチャーを受け、議論を交わしました。

主に支援体制についてしっかりと説明を受けたのですが、その中で出てきた意見としましては、当町としては以前から、認知症本人の声を大事にした取組をしてきているというようなことをしっかりと説明を受け、ただ、まだまだ認知症が世間に

は認知されていないというのを実感しているというようなことも受けました。私たちのほうでもこの情報をシェアしていきたいと思います。

以上をもちまして、厚生常任委員会委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、予算特別委員長 9番、高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） それでは、令和7年3月定例会における予算特別委員会について報告いたします。

去る3月12日と13日の2日間にわたり、第一・第二委員会室において予算特別委員会を開会しました。

1日目は、午前の部において令和6年度日野町一般会計補正予算（第10号）を審議することとし、出席者は、議会側からは委員13名全員と、オブザーバーとして議長に出席いただきました。また、執行部側より、町長、副町長はじめ、政策監、総務主監、厚生主監、出納室長および関係する課長と職員の出席を頂きました。

はじめに、町長および議長より挨拶を頂き、その後、付託のあった2議案について審議に入りました。

審議を行うにあたっては、執行部側から説明を受け質疑を行い、質疑終了後に、討論、採決することについて異議がないか確認を行ったところ、異議なしとの声を頂きましたので、そのように進めることにしました。

まず、議第19号、令和6年度一般会計補正予算（第10号）の審議について、特定財源を除いた歳入と歳出に入り、第1款・議会費から、第12款・公債費まで、ならびに、第2条、繰越明許費の補正、および、第3条、地方債の補正のうち、該当する事業について、担当課長の説明を求めました。

説明の後、質疑に入りました。

委員より、保育所と認定こども園費について、私立園の公費負担率について、また、処遇改善は私立保育園の保育士の給与に反映される仕組みになっているのかとの質問に対し、子ども支援課長補佐より、歳出負担率は、国が2分の1、県が4分の1、残りの4分の1は町の一般財源と利用者の保育料となるとの答弁で、また、処遇改善は反映されているが、充てられている経費の内訳は分からないとのことでした。

次に、別の委員から、日野町保育士等奨学金返還支援事業費補助金が減額になっている理由と、また、保育士になりたい人は減ってきているのかとの質問があり、子ども支援課長補佐より、この補助金は、奨学金を借りた人限定であり、主に新規採用者を対象としている、また、保育士になりたい人は、学生の時点で既に減ってきているとの答弁でした。

また、別の委員より、基幹統計調査事業において130万1,000円の減額があるが、統計調査員は大変な仕事であり、成り手の状況を教えてほしいとの問いに、総務課

主任より、普通交付税追加交付の再算定での給与改定分は554万4,000円で、一般会計予算12月補正における給与改定額は、正規職員と会計年度職員を合わせると約1億3,000万円とのことでした。また、現在の統計調査員は27人から28人おられるが、様々な事情で長期間の従事が難しくなっているとのことでした。

別の委員より、人事管理事業の委託料と国際交流事業での減額の理由と、基幹統計調査事務事業の報償費はどの部分の調査で減らされているのかとの問いに、総務課課長補佐より、給与システム改修費用が6町との協議により無償対応となった、企画振興課長からは、町村合併70周年記念事業で、韓国恩山面が国内情勢により来られなくなり、宿泊料やバスの借上料などが不要となったことによるものとの答弁でした。

また、別の委員より、認定こども園整備基本構想策定委託について、2,800平米の建屋となると7,000平米から8,000平米の用地が必要になるが、それぐらいの規模の候補地を選定しているのかとの問いに、園舎、園庭、駐車場を含め、8,000平米から1万平米程度を想定しているとの答弁でした。

別の委員からは、歳入のまちづくり応援寄附金について質問があり、また、6町行政情報システムクラウド更新事業で大きな減額があるのはなぜかとの質問に、総務課主任より、ふるさと応援寄附金は1億円見込んでいたが約8,000万円であったこと、企画振興課長補佐からは、6町行政情報システムクラウド更新事業の減額は、システムの更新が延伸となり、2か年で執行予定が4年間で更新となったため減額補正したとのこと。

ほかにも質疑があり、それぞれについて、担当課長より答弁がなされました。

午前10時50分、ここで説明員交代のため休憩に入り、午前11時13分より第5款・労働費から第8款・土木費までと第10款・教育費およびこれらに伴う特定財源ならびに第2条、繰越明許費の補正および第3条、地方債の補正のうち該当する事業について担当課長の説明を求め、その後、質疑に入りました。

委員より、交通安全対策事業の通学路緊急対策について質問があり、迂回路は、夕方、車の行き来が多く、工事に関して住民や学校から声は聞いているのかとの質問に対し、建設計画課主任より、工事に係る苦情や事故については聞いていない、監督職員が現場確認を行う中で注意して進めているとの答弁でした。また、建設計画課長より、工事は3月末で完了できるよう調整しており、問題はないとの答弁でした。

また、委員より、日野町教育振興基本計画のパブリックコメントの実施をされているが、予算との関わりはどのようになっているのか、プロセスを教えてほしいとの質問に、学校教育課専門員より、教育振興基本計画としての予算計上はしていない、教育委員さんや地域の方の意見を聞きながら、課内で策定を進めている、また、

教育次長より、教育振興計画は、社会教育、図書館、文化財や人権教育も含めた中で、令和7年度スタートの5年間の計画を策定するもので、日野町の教育の方向性を見極めるものになり、今後の教育政策の柱として進めていくことになるとの答弁がなされました。

別の委員より、有害鳥獣駆除事業の減額について質問があり、昨年もシカやイノシシが増えているように思う、しかし、捕獲していただけるよう推進をお願いしたいとの発言があり、また、別の委員からも、有害鳥獣駆除事業について、猿が非常に多い、群れの状況等を周知することができないか、駆除や保護の難しさも感じており、今のやり方でよいのかとの質問があり、農林課主任より、猿の駆除については、今年2月末時点で31頭駆除、令和7年度もモニタリング調査等を行う予定をしており、引き続き、農作物被害、生活環境被害の軽減となるように対策に努めるとの答弁でした。

また、別の委員より、有害鳥獣駆除事業について、どの獣の捕獲が少なかったので減額となったのかとの質問に、農林課主任より、ニホンジカの銃器捕獲数は、令和5年度123頭、令和6年度も2月末時点で153頭と30頭の増となり、捕獲は進んでいる、同じく、集落ぐるみのわな捕獲数は、令和5年度293頭、令和6年度330頭となっている、イノシシの捕獲数は、令和6年度当初は180頭を見込んでいたが、令和6年度2月末で97頭と減になっている。有害鳥獣駆除問題については他の委員からも何点か質問がなされ、担当課より答弁がなされました。

ほかに質疑なく、12時47分、午前の質疑は終了いたしました。

午後からは、令和7年度日野町一般会計予算の特定財源を除く歳入と、議会費、総務費、消防費、公債費、予備費の審議に入りました。

14時12分、質疑を開始しました。

委員より、軽自動車税について、昨年度比約300万円増えているのはどのように見積もりしたのかとの質問に、税務課長より、令和6年度には、物価高騰による買い控えがあるのではないかと予測したが、実績を見ているとそのようなことはなく、台数が伸びてきた、新車では買い控えがあるものの、中古で台数が伸びている、また、中古車の買換えによって、新しい税率へ切り替わることなど、総合的に考えて増額が見込めるためとの答弁でした。

委員より、たばこ税は昨年より減っている、皆さんの健康意識だと思うが、税金としてはかなり多い金額となるにもかかわらず、役場のたばこを吸う休憩室があまりにも惨めであるので、たばこを吸う職員たちのためにもう少しよい場所にしてもらえたらとの質問に、総務主監より、喫煙は健康増進法で規制がある、公共施設や教育施設での喫煙には制限があるので、できる範囲の中での対応となるとの答弁でした。

別の委員より、令和7年度の主な起債事業について、それぞれの起債の充当率と交付税算入が何パーセントであるかを聞きたいとの質問に、総務課主任より、脱炭素推進事業債は、充当率90パーセント、交付税算入率が30パーセント、一般補助施設整備等事業債は、充当率90パーセント、交付税算入率20パーセント、公共事業等債は、充当率90パーセント、交付税算入率20パーセント、緊急自然災害防止対策事業債は、充当率100パーセント、交付税算入率は70パーセント、緊急防災・減災事業債は、充当率100パーセント、交付税算入率70パーセントとの答弁でした。

14時23分、質疑を終了し、引き続いて、歳出の議会費、総務費およびこれらに伴う特別財源ならびに債務負担行為について質疑を受け付けました。

委員より、文書管理費と会計管理費について質問があり、情報公開・個人情報保護推進事業で、委託料385万円、会計管理費で委託料1,058万円とあるが、この内訳と、どのような仕事は何に使われているのか聞きたいとの質問に、企画振興課課長補佐より、情報公開・個人情報保護推進事業の委託料385万円は、個人情報保護に関する庁舎内の各課の自己点検、また、監査業務を専門業者に委託するための費用とのことでした。会計管理者からは、会計管理の委託料1,058万円は、庁内の各システムが令和8年から令和9年にかけて、標準化システムに移行、あるいはバージョンアップすることに伴い、税、保険料等を収納するための納付書を滋賀銀行の公金収納システムのOCRに対応させるための費用を一括して出納室で計上しているとの答弁でした。

また、別の委員からは、消費者行政推進事業のエシカル消費学習事業について、地球環境を考慮した消費と説明されたが、SDGsなどもあり、消費者が意識しないといけない大事なことであると思うが、どのように進めるのかとの問いに、交通環境政策課主任より、エシカル消費とは、人や社会の環境に配慮した倫理的な消費行動のことで、グリーンカーテンによる遮熱対策と、スポンジ活用を目的としたヘチマ栽培に取り組み、プラスチック製品を使わない、環境に配慮した消費行政の取組を進めていきたいとのことでした。

これに対し、同委員より、役場のグリーンカーテンではゴーヤをつくっていたが、今回はヘチマに変えるということか、ヘチマはスポンジにするまで大変であり、化粧水や、観察など勉強になるが、少しハードルが高いかもしれないとのこと。

また、別の委員からは、バスなど運行事業について、桜谷地区にチョイソコひのを導入することに伴って台数を増やす話が出ている、委託料2,356万8,000円と、車両購入費等補助金に町営バスが上がっているが、どのような形であるのか、また、利便性を高める政策など、台数増に伴うチョイソコひの今後の見通しについて尋ねたいとの質問に対して、交通環境政策課参事より、バス等運行事業の委託料2,356万8,000円は、町営バス旧南比線・中山線・湖南サンライズ線沿線でのチョイソコ

ひのの運行にかかる費用である、新たに4月から運行する東西桜谷地区に係る費用は、新しい地方経済・生活環境創生交付金事業の委託料5,811万8,000円の中に含まれている、車両を2台から3台に増やすことについては、交通空白地で運行していたデマンドタクシーの車両を活用し運行するとの答弁でした。

委員より、空中写真測量業務では、ソーラーパネルなどの設置などが気になっている、住宅団地や山間地に設置している事業者や、里道を通行止めにしてやっている事業者があると聞く、そういった事業で収入を得ておられるなら税は徴収すべきなので、現状はどうなっているか聞きたいとの質問に、税務課長より、ソーラーパネルの設置状況の確認であるが、まず、建設計画課に届出をされる、そして、空中写真測量業務は3年に1回実施しており、前回と比べて土地の利用に変化があるところは職員が現地を確認する対応を取っており、ソーラーパネルの設置確認にも利用している、また、土地の評価は、ソーラーパネル設置の土地は雑種地という扱いになる、それと、ソーラーパネルは償却資産の申告をさせていただいているとの答弁でした。

委員より、公用車管理事業で備品購入費595万5,000円の計上があり、起債事業の中に脱炭素化推進事業債420万円の起債がある、これは、省エネにつながる、例えば電気自動車等を導入されるのかとの問いに、総務課主任より、公用車管理事業については、現在の公用車を更新し、PHEV車の購入を検討しているとのことでした。

15時36分、議会費と総務費の質疑は終了し、15時37分より引き続いて質疑を再開し、第9款・消防費、第12款・公債費およびこれらに伴う特定財源ならびに第13款・地方債のうち該当する起債、第4条、一時借入金、第5条、歳出予算の流用について質疑に入りました。

委員より、防災活動事業の災害時の備品および消耗品について、古くなった消耗品の入替えがあると考えているが、4年5年前には、生理の貧困ということもあり、使用期限がはっきり決まっているものではないため、古くなったものを学校で使っていただくようにしたいと思うが、こうした取組は継続しているか、また、液体ミルクの活用についても聞きたいとの質問に対して、総務課主席参事より、町では、消費期限が5年あるものを購入してローテーションしている、期限が近くなったものについては、防災訓練で活用したり、出前講座でこういったものを備蓄していますという啓発のため配布している、液体ミルクについてはまだ期限が来ていないが、保育所での活用も視野に入れて考えていきたいとの答弁でした。

このほかに、消防設備整備事業や防災基盤整備事業分担金徴収条例に関して質問がなされ、これに関しても当局より答弁が行われました。

15時49分、質疑を終了し、説明員が交代し、引き続いて、第3款・民生費、第4

款・衛生費、第2条の債務負担行為のうち該当する業務として日野町地域福祉計画策定業務ほか3業務についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、民生費全体は増額だが、障害児地域活動支援事業の494万5,000円については昨年度の当初予算と同じになっている、内容を聞かせてほしいとの質問に、福祉保健課課長補佐より、障がい児の学童やサマーホリデーサービスに当たる費用であり、放課後クラブともだちという東桜谷公民館の隣の施設で行われている事業にはほかに、放課後等デイサービスがある、この事業は障害者総合支援事業で予算を計上しており、報酬改定や対象者の増について増額している現状であるとのことでした。

また、別の委員より、環境保全事務事業について、日野町環境基本計画キックオフイベントと地域資源を生かした環境学習支援事業ではどのようなことを考えているのかとの質問に、交通環境政策課主任より、日野町環境基本計画キックオフイベントは、策定を進めている環境基本計画のお披露目も含め、事業者と行政が一体となり、環境のPRと環境への取組を進めるためのイベントとして、子ども向けの体験ワークショップや企業への協力を頂き、ブース出展などを予定しているとの答弁でした。そのほか、地域資源を生かした環境学習や、自然をフィールドとした体験学習を実施したいと考えているとのことでした。

委員より、生物調査のやり方について、独自ではなく、滋賀県の中でも環境活動で有名なダイフクと取り組むと効果は大きく、町の利益にもなるのではないかと質問と、また、日野祭曳山巡行補助金はどこがどこに補助する考え方なのかとの問いに対し、交通環境政策課課長より、企業との取組は連携していきたいと考えている、昨年、県に派遣していた職員が、ダイフクと協働して生物多様性保全の研修会を開催しており、今回も連携し進めていきたい、また、商工観光課課長補佐より、日野祭曳山巡行補助金108万円については、町から曳山保存会へ補助し、曳山保存会から曳山をお持ちの町内へ補助されるものであるとの答弁でした。

また、別の委員より、医療的ケア児・者等支援事業の600万円について、施設への看護師の配置はどうしていたのか、今後何人ぐらいになるのかということと、もう1つは、7つの地区へのコミュニティーソーシャルワーカーはどのように配置されるのか、みんなの子ども食堂プロジェクトについて、地域おこし協力隊も一緒に取り組むとのことだが、既存の子ども食堂に携わっている方とプロジェクトの連携はどうなるのかとの質問に対し、福祉保健課主任より、コミュニティーソーシャルワーカーについて、この事業は町の社会福祉協議会への委託を考えている、社会福祉協議会は、ソーシャルワークや地域福祉を専門とされている団体であるため、既存の地域づくりを生かしながら、新たに拡充できると考えているとの答弁でした。

また、別の委員より、地域子育て支援事業の新規事業の児童育成支援拠点事業委

託は、新しく開設されるとのことだが、既存事業とのすみ分けと運営をどこまで委託するのか教えていただきたい。また、みらいしゃくなげ保育園とわらべ保育園の内訳を教えていただきたいとのことで、みらいしゃくなげ保育園開園の整備は既に終わっているのか、児童健全育成事業のひの学童保育所ヒノキオ保育室増設に伴う設計委託について、217名の入所予定者とするとしている、過去の議事録において、2部屋を増設した際の入所者数は278名であった、1人当たりの児童の水準、基準が大きくなったなどの理由での増設なのか、また、さらに、質問として、ごみ収集事業者について1億円ほど計上されており、人件費や燃料費の高騰によるものと聞いているが、費用を削減するための町の考えはあるのかとの質問に、子ども支援課課長補佐からは、児童育成支援拠点事業と既存事業とのすみ分けについては、まず、対象者の違いとして、つどいのひろば「ぼけっと」やわらべ地域子育て支援センターでは未就園の子ども、ファミリーサポートセンターでは中学生までの子どもを対象としているとの答弁でした。また、交通環境政策課課長より、ごみ収集は、環境問題と連動して、分別収集の品目や、回収するごみも変化している、町では、ごみ処理の現状を把握し、処理量を減らすため、資源循環を常に意識してもらうよう啓発しているが、町民の皆さんにごみの減量を努めていただくため、特に生ごみをできる限り出さない取組を積極的に進めていきたいとの答弁でした。

また、別の委員より、社会福祉協議会活動事業について、社会を明るくする運動の補助金として12万円が含まれている、日野町内に保護司と被支援者の数は何人いるのか、地域子育て支援事業について、子育て情報発信への取組とはどのような手段でどのようなことを発信していくのかとの問いに対して、地域共生担当課長より、先月、保護司会の方々と懇談をする機会があった。町内の保護司の人数は11名だが、支援されている人の人数については、守秘義務があるために、保護司間でも把握できていない状況との状況であるとの答弁でした。また、児童虐待防止対策事業の見守りや支援の充実については、令和6年度から実施している子育て短期支援事業のニーズが多かったため、令和7年度は増額して計上している、子ども支援課に子育て家庭担当が設置され、職員も増員されたため、小中学校や幼稚園、保育園、保健担当などの関係機関と連携し、見守りの強化と、早期対応に取り組んでいくとのことでした。

また、別の委員より、住宅リフォーム促進事業について、空き家活用者用で1件20万円ずつの3件分であることを説明いただいたが、この20万円は全て商品券なのかとの問いに、商工観光課長補佐より、町内空き家へ転入してきた際に、町内業者より施工した場合に、商工会が発行する20万円分の商品券をお渡しさせていただくものである、ご意見はあるかと思うけども、地域内経済の循環の推進を主にした事業であるためご理解いただきたいとの答弁でした。

17時35分、ここで質疑を終わり、1日目は散会となりました。

続いて2日目でございます。

2日目は、午前8時55分に開会し、8時56分に質疑を開始し、農林水産業費と土木費について質疑を受け付けました。

委員より、道路維持補修事業について、町道や附属構造物の維持補修工事および除雪対策とあるが、附属構造物は町内にどのようなものがあるか教えていただきたいとの質問に対して、建設計画課主任より、附属構造物の主なものはコンクリート構造物であるが、水路や擁壁などの老朽化したものの維持補修に関する予算を計上している、また、建設計画課長からは、町道に附属する水路は該当するとの答弁でありました。

また、ほかの委員より、日野町空家等除却支援事業補助金について、どのような要綱か教えていただきたいとの質問に対し、建設計画課参事より、今年度より国の交付金を受けて、特定空家等に対する解体補助もしくは危険空家等に対する解体補助を出している、上限80万円としており、今年度1件、中在寺の特定空家の所有者がこの要綱に応じて解体をしていただいている、令和7年度も特定空家と危険空家等を1件ずつ見込んでいるとの答弁でした。

また、別の委員より、有害鳥獣駆除について、ニホンザルの群れが町内に幾つかあると思うが、それらの群れが、それぞれどの辺りに位置しているか教えていただきたいとの質問に、農林課主任より、ニホンザルの群れは、その生息状況について、それぞれの群れがどこに生息しているか答弁をされました。これは、猿の群れが日野町には幾つもあるということで、それぞれの群れについて、生息地域の説明が行われました。

次に、新規事業の有機農業推進事業費補助金の103万円の計上について、これだけの金額で何ができるのか。周囲への理解はどのように進めていくのかとの質問に、農林課主任より、3つ考えている、1つ目は、有機JAS認証取得に係るかかり増し経費に対する支援を考えている、2つ目は、有機農業に取り込まれる団体が、生産者を増やすための研修会を開催するなど、有機農業推進の事業展開に対する経費への支援を考えている、3つ目は、環境こだわり農業で、国際水準の有機農業に取り組まれている方々が、技術を高めるために、新たな資材の導入実績などに係るかかり増し経費に対する補助を考えているとのことです。

委員より、グリム冒険の森の指定管理期間の期限が近づいているが、利用状況について教えてほしいとの質問に、グリム冒険の森の指定管理状況については、令和6年度は指定管理期間の3年目で、令和7年度は最終年度となる、現在、地元企業の熊野企業組合を指定管理者に指定している、施設の利用者数は、コテージが年間4,000人程度、日帰り客が年間2,000人程度、宿泊客が年間7,000人程度という状況

である。収支状況は赤字が続いており、年間400万から500万程度の赤字となっているとの答弁でした。

次に、委員より、除雪機械購入補助事業について15万円が計上されているが、15万円では除雪機械は買えない、もう少し金額を上げてもらえないかとの質問に対して、建設計画課主任より、除雪機械補助金については購入費用の3分の1で15万円が上限ということである、除雪機については、最低でも四、五十万円はするし、高ければ100万円すると認識しているが、近年、スコップのようなもので、先に電動の刃がついており、雪を前へはね飛ばすことのできる比較的安価なものもある、こういった除雪機も購入の補助対象としているので、集落の中で検討いただきたいとのことでした。

また、別の委員より、土地改良事務事業の委託費でため池耐震調査が計上してあるが、どういう順番で実施しているのかとの問いに対して、ため池耐震調査については、令和7年度は山本にある幸之池と北脇にある雁ヶ谷池を予定している、当町のため池耐震調査は、大きなため池についてはレベル2地震動調査を実施している、また、防災重点ため池については町内に82あり、レベル1地震動調査は全て実施しており、レベル2地震動調査はこの2つのため池の調査をもって全て完了するとの答弁でした。

9時54分、農林水産業費と土木費の質疑は終了し、休憩となりました。

続いて10時10分に再開し、令和7年度日野町一般会計予算、教育費および特定財源、債務負担行為について審議を行いました。

まず、スポーツ教室について質問が行われ、指導者が見つかりにくいようであるが、指導者の現状を教えてほしい、指導者からは、会費を上げず、比較的安い費用で多くの子どもに関わってほしい思いを持たれている人が多いが、資材の高騰もあり、今後、開催委託の費用が変化するのか教えてほしいとの質問に、生涯学習課主任より、指導者については長年同じ方をお願いをしているが、若い世代の人材育成、発掘も必要と考えている、次に、費用については、安い費用で多くの子どもに関わっていただけことが望ましいと考えており、全体の概要を把握する中で検討していきたいとの答弁でした。

あと、学校教育での質問がありましたけども、それぞれに対して教育委員会のほうから答弁がなされたところがございます。

また、小学校教育振興事業の桜谷小学校教育用プロジェクター9台の設置について、1台当たり70万円を超えているが、最近では、機能が向上したプロジェクターが30万円から40万円程度であるので、あらかじめ相場を調べた上で入札業務を行っているのかとの質問に対して、学校教育課主任より、プロジェクター本体の価格は40万円程度で前回より安価になっているが、工事費や撤去処分費等が含まれていると

の答弁でした。

また、図書館運営事業の図書館創立30周年記念事業は具体的に何をいつするのかとの質問に対し、図書館参事より、図書館創立30周年記念事業は、これまで図書館の運営に携わっていただいた方々に感謝し、町民や利用者の皆様と30周年を祝いたいと考えている、この中で、基調講演は、本を読むことがなぜ人にとって必要なかといったテーマで、作家または大学の先生に講演をお願いすることを考えている、また、歴代の図書館長をお呼びし、それぞれの年代に取り組んだことをパネルディスカッション形式でトークセッションや、子ども向けのお話会や、手遊び、工作、餅つき等を考えている、開催時期は30周年を迎える令和8年3月16日前後の2月から3月の予定であるとの答弁でした。

また、委員より、体育館のエアコンについて、壁に断熱材もなく、天井も高いため、全体を冷やすことが難しいが、最近はコンピューターでシミュレーションできるほか、コンピューター管理のサーキュレーターであれば冷やすこともできると思うため研究いただきたいとの質問に対して、教育次長より、体育館へのエアコンの設置については、まずは先進地を視察した上で、現在の相場や時代の流れをつかむ中で、より効率のよいものを設置していきたいとの答弁でした。

次に、委員より、防災の設備に関連して、東日本大震災や熊本地震等を踏まえ、文化財を守っていくことは大変だと考える、日野町文化財保存活用地域計画の中にも防災の視点があるが、近江日野商人ふるさと館や商人館では耐震設備等が難しいと思う、防災視点で、例えば地震が起こったとき、お客さんがいればどのように対応されるのか、また、文化財を守っていくことは日野町文化財保存活用地域計画でどのように考えているのかとの質問に対し、生涯学習課主席参事より、文化財の防災と地震に対しての考え方であるが、日野町文化財保存活用地域計画の中の「文化財の保存・活用の措置」の「備える」という中で地震災害に対して検討を重ねた、近江日野商人ふるさと館や商人館は古い建物のため、耐震補強等ができていないが、収蔵品や耐震用のベルト等を書架に設置して対応しているものの、耐震という意味では課題があるため、今後検討していきたいとの答弁がなされました。

また、別の委員より、スポーツ振興事業の生涯スポーツについて、インクルーシブなスポーツとしてモルックを今後進めていきたいという説明を伺ったが、経験している人や興味のある人が少なく、町として今後どのような振興をしていくのか、また、文化財保存事業の文化財保存活用地域計画について、今後の地域の活用に旧鎌掛小学校活用事業が掲載されている、今後、仮に旧鎌掛小学校活用計画を立てていきたいときに、町が、人的、物的な支援をしていただけるのか、また、図書館費に関連して、以前から館長から図書館の活用について、第三の居場所として運営したいことを伺っていたが、令和7年度の予算がどのように表されているのか、イメ

ージがあれば伺いたいということで、生涯学習課主任より、モルックについては、誰でもできる生涯スポーツということで、今年度に各公民館にモルックの備品を配付した、様々なイベントでスポーツ推進員等に協力いただき、モルック体験を行い、多くの人に触れていただいている、また、出前講座でニュースポーツとして案内するとともに、予算において備品購入費を計上し、住民の方に貸し出していければと考えているとの答弁でした。また、生涯学習課主席参事からは、旧鎌掛小学校の保存活用について、文化財保存活用地域計画の措置において、旧鎌掛小学校活用事業が記載されている、有形文化財として貴重なだけでなく、地域のシンボルとして大事なものであるため、地域の皆さんが保存活用したいという思いでご相談いただければ、文化財担当としてお力添えさせていただく、また、文化財保存活用地域計画の策定に関わっていただいた先生方にも協力していただけると思うとの答弁でした。

12時ちょうどに教育費の質疑を終了し、12時から討論に入りました。

討論については、委員より、令和7年度当初予算の一般会計に反対の立場で言わせてもらうと発言があり、高齢者の補聴器購入補助費などの予算を計上していただいたが、子育て支援の予算でアピールできるポイントがない、新しい認定こども園の詳しいことも出てきておらず、令和7年度の予算だけを見ていると、少子化対策に向け頑張っており取り組むポイントが述べられていないため反対するとの反対意見が出されました。

また、別の委員より、私は原案に賛成の立場から討論する、これは決算ではなく、子育て政策あるいは幼児保育等に対してこれから取り組み具体化させていくための予算であるために、しっかりと取り組んでいただきたいという思いを込めてこの予算に賛成するとの意見が出されました。

12時4分、討論を終了し、採決に入りました。

議第19号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第10号）について採決を行い、町長提案どおり可決、決定することに賛成の委員の起立を求めたところ、全員起立でありました。よって、議第19号、令和6年度日野町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号、令和7年度日野町一般会計予算について採決を行い、町長提案どおり可決、決定することに賛成の委員の起立を求めました。起立は多数でしたので、よって、議第25号、令和7年度日野町一般会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

町長挨拶の後、12時6分に閉会をいたしました。

以上をもって、予算特別委員会の報告は終わります。

議長（杉浦和人君） 委員長報告の途中ですけれども暫時休憩し、再開は11時30分から

再開いたします。

－休憩 11時19分－

－再開 11時29分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き委員長報告を求めます。

続いて、諸般の報告を行います。

議会広報常任委員長 9番、高橋源三郎君。

9番（高橋源三郎君） それでは、令和7年3月定例会における議会広報常任委員会について報告いたします。

去る3月4日午前9時より第一委員会室において、議会広報常任委員会を開会しました。

出席委員は6名で、1名欠席届がありました。オブザーバーとして杉浦議長に出席いただきました。

事務局からは、園城局長と藤澤広報担当職員に出席を頂きました。

委員長挨拶、続いて議長挨拶の後、3月定例会の報告として、議会だより第31号の発行と、掲載記事の内容について協議いたしました。

なお、議長におかれましては、公務のため、議長挨拶の後、退席されました。

今回も全24ページを使って記事を掲載することとなりました。

まず、表紙のカラー写真について意見を求めたところ、委員より意見として、1年前の3月議会の結果を掲載した議会だより第27号のようにたくさんの写真を表紙に載せてはどうかと提案があり、協議の結果、委員の発想に委ねた表紙とするということで意見がまとまりました。

2ページから7ページまでは、提出された議案と結果および6つの委員会の委員長報告を掲載することとし、8ページ以降は、各委員の一般質問とそれに対する当局の答弁について、要点を絞って1人1ページにまとめ掲載することとしました。

次に、22ページからは、1月から3月までの議員の活動として議員の動きを掲載し、23ページは農業委員会と議員との意見交換についてほか2件を掲載し、最後の24ページはカラー印刷で、議員の動きの記事の中から3点、議員として参加した事業やイベントについて、写真も含めて掲載することとしました。

これら各記事について、担当委員を決めるとともに、第31号の発行は令和7年5月15日とすることで確認いたしました。

最後に、議会広報常任委員会は議会閉会後も継続開催することについて委員全員の承認を頂き、次回の委員会は4月8日午前9時からと決まりました。

また、委員会の報告は委員長の責任において行うことについて委員全員から異議なしとの承認を頂き、委員長挨拶の後、午前10時50分に委員会を閉会しました。

以上、令和7年3月定例会における議会広報常任委員会の報告とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、空家対策特別委員長 11番、後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） それでは、令和7年3月定例会空家対策特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

令和7年3月定例会における空家対策特別委員会は、令和7年3月17日の午後1時56分に開会をいたしました。

議会側からは、委員長の私、後藤、副委員長の川東委員をはじめ委員全員と、オブザーバーの杉浦議長、園城議会事務局長が出席をいたしました。また、執行側からは、堀江町長、安田副町長をはじめ、政策監、産業建設主監、建設計画課長、同課参事、企画振興課長、同課主任が出席をいたしました。

委員長の開会挨拶に続き、町長、議長の挨拶の後、調査研究事項に入り、建設計画課参事より、滋賀県「空き家ガイドブック～空き家発生予防21カ条～」の概要説明がございました。

要約すると、空き家は次のような問題を引き起こすということでした。

まず1つ目に、空き家は放置すると劣化し、資産価値が下がる。

2つ目に、近隣にも迷惑をかけ、税金が上がる。

3つ目に、対応が遅れると、さらに問題が悪化する。

4つ目に、困らないためにはすぐに対応することが大切である。

そして、これらの問題を引き起こさないために、まず1つ、いずれ空き家を持つなら今から備えを行う、2つ目に、使う予定がある空き家はしっかりと管理を行う、3つ目に、使う予定のない空き家は処分を行うということが大切であるということでした。

そして、そのための道筋や方法が「空き家ガイドブック」にはとても分かりやすく網羅されており、その内容を概略説明いただきました。

また、このガイドブックは、建設計画課の窓口で申し出てもらえればどなたでも無料で手に入れていただけるということでした。

続いて、日野町における空き家を発生させないための取組について、同じく建設計画課参事より説明を受けました。

まず、空き家実態調査の最終報告として、令和7年3月現在の日野町の空き家総数は574戸であり、すぐに居住できる状態の空き家は126戸、居住するためには修繕を要する空き家は353戸、放置しておく倒壊する危険のある空き家は82戸、現在倒壊する危険がある空き家は13戸であることで、地区ごとの件数などの報告もされました。

また、空き家バンクの利用者登録数は75名、販売中の空き家は10件であり、令和

6年度の実績としては、空き家バンク制度内が1件、制度外が5件、その他が2件とのことでした。

また、これらの報告に付随して、実態調査に基づくアンケート調査結果の報告や、国土交通省、住宅金融支援機構の資料の紹介、長寿福祉課にて無料で配布を受けることができるエンディングノートに空き家相談窓口を掲載していることなどの説明を受けました。

以上の説明を受けた後、意見交換を行いました。

委員より、空き家に対し、地域住民が当事者意識を持つためにはどのような啓発活動が考えられるか、また、区長が交代されると、行政などとの意思疎通が図れないのではないか、空き家対策班を設置している石原区のような取組を他地域にも促す必要があるのではないか、また、町は、空き家所有者の実情等をもっと踏み込んで把握する必要があるのではないか、また、空き家になる可能性が高い高齢独居世帯などに対して、住民課の情報と連携して取り組めないものなのか、また、西明寺地区では、移住者受入れをはじめ、空き家対策が進んでいるが、町と情報共有はできているのか、また、町に空き家紹介の依頼があった場合、どのように対処しているのか、また、移住者の中には、家庭菜園などの畑がついている物件かどうかを判断基準にしている人も多い、空き家バンクの紹介項目に加えてはどうか、また、滋賀県内でリバースモーゲージ型の住宅ローンを取り扱っている銀行はあるのか、また、地元の区長さんたちと移住希望者との顔合わせはあくまで紹介であり、地元の人たちが移住者を住まわせてよいかどうか判断する権利を有しているわけではないが、その点を理解してもらえているのか、また、空き家の更地化を進めるには生前の対応が求められるため、出前講座などを通じて啓発が必要だと思う、また、空き家バンクのホームページが刷新されたが、まだまだ閲覧数が少ないと感じる、閲覧数向上のための対策は考えているのかなどの意見や質問がございました。

また、オブザーバーの杉浦議長より、滋賀県は地震の発生が少ない地域であり、特に日野町と隣接する永源寺地区は被害想定も小さい、そのような情報を提供することで、空き家の活用を促すことができるのではないかと質問、意見や提案がございました。

これらの質問や意見、提案に対し執行側より、空き家の実態調査は2年続けて実施しており、その中で、区長さんとはコミュニケーションを取りながら進めている、滋賀県の「空き家ガイドブック」を活用するなど、地域が当事者意識を持っていただけのように、対策を検討している、また、区長さんが交代された場合も、町が適切にサポートすることが重要であると考えている、また、世帯数の少ない集落では空き家問題への意識も高いと感じる、また、空家特措法では、所有者の情報を把握するために、固定資産税から情報を得ることは可能とされている、住民課などの世帯

情報を得て問題がないかどうかについては調査する必要がある、また、令和元年から2年度に西明寺で2件の相談があった、そのうちの1件を登録するため、自治会と調整を行った際、自治会には大きく関与していただいた、実際に入居された方も、以前に入居された方とネットワークでつながっており、あっせんしていただいた、また、町に空き家物件の問合せがあった場合はまず空き家バンクの登録物件を紹介し、関心を持たれた案件について、地域の情報を提供している、町から積極的に地域のPRまでは行っていない、また、リバースモーゲージについては、都市銀行や滋賀中央信用金庫は取り扱っている、滋賀銀行は取り扱っていない、イオン銀行と関西みらい銀行も取り扱っている、また、空き家バンクに掲載する前に各自治会の協議費を調べている、実際に協議費の説明を受けて契約に至らなかったケースもある、町としては、居住に必要な費用の一環であると説明している、また、これまでは日野町のホームページに空き家バンク情報を掲載していたが、全国版のホームページに掲載することで、滋賀県を検索すると閲覧が可能になった、これにより、これまでにない様々な反応があった、しかし、個人のSNS等と比較すると、発信力の弱さを改めて感じる、今後も積極的な情報発信に取り組んでいきたいなどの答弁および説明がありました。

以上をもって、今回の委員会における調査研究を終えました。

町長からの挨拶の後、委員長より、空家対策特別委員会で予定していた協議はこの2年間で終わることができた、今回の会議をもって空家対策特別委員会を解散したいと思うが異議はあるかとの発言があり、これに対し異議なしの声がありました。

委員長より、今回で空家対策特別委員会は解散することとする、空き家の問題は、危険な空き家の除却や災害対策から、人口減少問題や移住・定住問題など、多岐にわたるため、1つの委員会では深掘りができないと感じる、今度新たに設置される特別委員会の範疇として、引き続き空き家問題を考えることが望ましいと考えるとの発言がありました。

これをもって、令和7年3月定例会における空家対策特別委員会を閉会いたしました。

以上、令和7年3月定例会空家対策特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、議会改革特別委員長 7番、野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） それでは、日野町議会第2回3月定例会における議会改革特別委員会の委員長報告をいたします。

去る3月18日午前8時56分に、委員会室にて始めました。

議会は全員出席、議長はオブザーバーとしまして、執行側からは、総務主監、総務課課長補佐にも出席いただき議論を始めました。

まず、議会改革特別委員会は付託案件がありませんので、どのように、議会を、機能を強化していくかというものを話し合っただけで前進していこうという会ではありません。

委員長の挨拶、議長の挨拶の後、現在は、各プロジェクトチーム、4つに分けて活動しておりますので、そちらの報告をする形で意見交換を行いました。

まず、待遇改善プロジェクトチームの内容としましては、日野町特別職報酬等審議会の答申が町長へあったことについて、総務主監より説明を頂きました。

審議の内容としましては、特別職、全体の報酬が引上げというような内容について、詳しくは、審議会は開かれていたが、平成10年から27年間、据置きであったという理由を聞きました。また、そのほかの理由や付け加えた内容としましては、現在の報酬額は全国の類似団体と比較しても低額であるため、均衡が取れるところまで引上げが必要というような判断の下、答申が出たということです。

また、社会経済情勢が激変し、賃金改善されてきている背景もあり、時代にふさわしい改定を行うべき、また、慣例では町長選が行われた後の4年に1回審議会が日野町では開かれてきましたが、このような慣例にはとらわれず、今後は審議会を開くべきであるというようなこと、また、議会に対してなんです、議会は民意を反映する組織であるため、機能の拡充や積極的な議員活動が求められている、議会改革をさらに発展させることと住民が議会に魅力を感じるような取組をお願いしたいということをお願いされました。

また、議員が精力的に活動できる環境が望ましい、経済的な条件も含めて継続して検討を続けていくことが必要であるということ、これを審議会の答申の中には含まれていないと説明がありました。

このようなことを受け、私たちはこのような待遇改善自体が目的ではなく、多くの住民が議会に参画できる環境をつくることを目的であるというようなことを再確認した上で、議論の中身としましては、多様な人が参画できるようにどうあるべきかというテーマはまだ引き続き検討していく必要があるんじゃないかということで、このようなアイデアについては引継ぎ事項として今後も行っていくということを決めました。

ちなみに、報酬審議会の答申につきましては、町のホームページに掲載されておりますので、興味のある方はご覧いただきたいと思います。

ということで、引き続き議論は必要なんです、待遇改善プロジェクトチームにつきましては一旦ここで今回の役割を終え解散というような扱いとしました。

次に、ICTプロジェクトチームからの報告と意見交換を行いました。

ICTプロジェクトチームからは、タブレットの導入につきまして、サポート窓口が一旦必要じゃないかというようなところで、その辺りを決めていこうというこ

と、また、これを本格的に運用していくにあたって利用規定等ルールを決めていこうということを決めました。

なので、こちらのICTプロジェクトチームにつきましては、その辺りをしっかりと皆で話し合い合意するまで、引き続き活動していただくこととなります。

次に、通年議会のプロジェクトチームからも進捗を説明いただきました。

6月をめどに通年議会に移行していくにあたり、どのようにスケジュール感を持ってやっていくか、または何を改正しないといけないのかというようなことを、資料を用いて説明いただき、皆で合意したところです。

こちらも引き続き、制度が決まるまで活動いただくこととなります。

次に、広報広聴プロジェクトチームからも報告と意見交換を行いました。

こちらにつきましては、公民館等々と連携し、議会の中継をパブリックビューイング的に皆にもっと広く見ていただけるような機会を提供したいというようなところから始まり、まずは幾つかの公民館に取組の趣旨や公民館の状況を手分けして聞きに行ったというところの情報共有を行いました。

おおむね趣旨については賛同を頂いたというような報告があり、ただ、懸念点としては、ネット環境ですとか、そのような環境をどのように整えていくのかというようなところは出てきたという話です。

今後は、全ての公民館にもこのようなことを確認した上で、生涯学習課とも調整し、どのように皆に見ていただけるような環境をつくれるのかというのを進めていきたいと思います。

また、住民さんとの意見交換会も含めまして、このような広報広聴活動は、今後、議会広報常任委員会等に引き継ぎながらやっていくことになるだろうというようなところで、この広報広聴プロジェクトチームも一旦こちらで解散というようなことになりました。

以上、4つのプロジェクトチームの報告を終え、今後の活動について、政策提言をしていくための研修体制について、次年度、次の4月以降は、アドバイザーを迎え入れ、やっていくというようなことのスケジュール感の確認を行いました。

また、次に、組織、団体との意見交換会が近日行われたものについて情報共有を頂きました。

総務常任委員会と二十歳のつどいの実行委員の皆さんとの意見交換会を行ったという報告を頂きまして、主に印象的だったものとして、二十歳のつどいの実行委員の皆さんに、子育て支援など、町の現状をお話した、チョイソコひののことや企業支援など、そのようなことをお伝えしたところ、それは私たちには何も恩恵がないのではないのかというような感想を頂いたというのがとても強い印象に残っているというようなことを参加した委員から報告いただきました。

こちらについては、主に課題が見えやすいような、高齢者、または子育て世帯、そのようなところ以外の世代への施策みたいところが、もしかしたら緊急度が低く、反映されにくい、または見えにくいという課題があるのではないかということをお互いの中で共有し、このように、私たちには町の施策は関係ないと思っている世代は実は広くいるんじゃないのか、これ自体が課題なんじゃないのかというようなことを共有いたしました。また、これについては引き続き、このような課題感を私達も忘れずやっていきたいと思っております。

次に、3月議会を振り返ってというところで、今回、請願が出ていたということもあり、この請願という制度について、また、討論のこと、また紹介議員のこと、このようなルールについて皆で再確認をしたところであります。

以上で全ての意見交換を終え、この議会改革特別委員会というものは、今後の課題やそのほかのことはあるんですが、一旦この形で解散をするというようなことを皆で合意いたしました。今後の課題や次回以降の委員会の案というものは、5月の臨時会に向け、改選に向けて、別の時間に改めて考えていくこととなりました。

最後に、議会改革特別委員会というものは、延べ6年間、私たち議員が、もう少し議会機能を強化できないか、もう少し役に立つ議会にならないかということをお互いながらやってきました。すごく見えにくい部分もあったかもしれないんですが、こちらの6年間で貫かれたものを挙げるとすると、これは全員参加である、また、全会一致で決めていく、こういうふうには話し合っただけで、合意して前進させるというようなことを、裏のテーマといいますか、貫いてきたものであります。こちらについては、一部の者や声の大きい者の意見が通るというようなことではなく、皆が話し合うことが重要であるということをお互い地で行った形です。

私は3代目ですが、やはりこういった、この6年間、またどうやってそれをいろんな意見のある中で前進させるかのときに、プロジェクトチームに分け、それぞれが調査研究をしプレゼンをし、また話し合う、そうやって、より前進させていこうという取組もしてきました。

この6年間で、議会の民主的な議論を促進させるために一定の役割を果たしてきただろうと思っておりますが、さらなる議会力向上のために、今、発展的解散をしますというようなことを報告いたしまして、議会改革特別委員会の委員長報告いたします。

議長（杉浦和人君） 以上をもって、各委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

— な — し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思っておりますが、ご

異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第2号から議第31号まで、提出案件についての討論を行います。

討論はございませんか。

10番、加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、私からは、議案の番号でいいますと、議第16号、議第20号、議第25号、議第26号に対する反対の討論を行います。

議第16号、議第20号、議第26号については国民健康保険税関係のもので、これらは一括して申し上げます。

はじめに、議第25号の令和7年度日野町一般会計予算を可決すべきものとする予算特別委員長の報告につきまして、反対の立場から討論をいたします。

反対内容に入る前に一言おわびと釈明をさせていただきます。

昨年の6月議会に続いてこの3月議会も、議案提案のありました前半の大事な時期に、私の体調管理不十分から入院をし、議会を欠席することになりました。住民の皆さんはじめ、町や議会関係者、それから同僚議員に、多大のご迷惑、ご心配をおかけしたことを深くおわびいたします。

入院生活で改めて、3月議会における新年度予算審議の重要性を再認識することになりました。これまで、補正を含めて何回かの場面で私は予算案に反対をしてまいりましたが、昨年3月の議会で6年度当初予算に賛成をいたしました。水道料の引下げや国保税据置きなど、前年に比べて評価できるとして賛成をしたのですが、これには何人かの住民さんから、部分的に評価できるところがあるにしても、予算全体を評価できるのか、このような大変厳しいお叱りを頂きました。議員団や党の会議でも議論をし、日野新聞の号外で、6年度予算に賛成したのは誤りでしたという旨のおわびをいたしました。なぜ賛成なのか、なぜ反対なのか、その意義づけの大切さを住民の皆さんから学ばせていただきました。

当初予算に対する賛否の態度決定の重要性で、もう1つ前置きをさせていただきます。

日野町では、住民要望を聞く場として、毎年、各公民館単位で行政懇談会を開いております。従来から土木関係の事柄が多いのですが、財源には限りがあり、住民の皆さんからは、何遍言うてもちょっともやらへんやないかと、厳しいお声を頂きます。

住民さんから直接身近で切実な要望を聞いておられる議員さんも少なくないと思います。ある地域要望は幸い実現できるけれどこの要望はできない、こういう場

合、トータルとしての予算案に対する賛否の態度決定を行い、あとは各議員が議会報告会を開いて住民さんに説明をするということになるかと思います。

いずれにしても、賛否の決定が大きな問題です。

前置きが大変長くなりましたが、こうしたことを踏まえて、令和7年度日野町当初予算の中で、1つ目、評価できる点はどこか、2つ目、問題点は何か、そして3つ目、総論として、そこにはできるだけ提案的要素も含めて反対討論いたします。

1つ目、評価できる点です。

地域住民さんから出された要望をできるだけ取り入れようとする姿勢が、行政懇要望や福祉分野などで見られることです。もちろん十分ではありませんが、県道・町道整備や防災関係、急傾斜地対策工事の具体化など、こういったものが行政懇要望として上げられたのが実現の運びになっています。

また、民生費関係で、少額ながら、新規事業として、あるいは拡充されたものがあります。65歳以上の補聴器購入助成は、昨年住民さんから請願が出されたもので、その時点では採択されませんでした。25年度から予算化されました。

ほかにも、医療的ケア児・者支援、障害者総合支援事業、それから、町単の福祉医療費助成など、財政事情が大変厳しい中で踏ん張ってつけられたことと思います。

一方、問題点は大きく3つです。

1つ目は少子化対策。これは、堀江町政2期目2年目の施策として、昨年町長は2本の柱を発表されました。少子化対策と子育て支援、それに、集落自治会の成り手不足から来る改革、この2点です。

少子化対策・子育て支援施策、これ、婚活も含めてですけど、これなら日野へ移住をして暮らしてみようと思わせるような、そういう魅力的な施策が見当たりません。県の施策や国からサンプルを示されるものに終始しているだけです。これを提案したら日野で子育てしようと思っただけ、成果が上がりそうだ、そういう目新しさが残念ながらありません。

全国の数少ない成功事例、関東近辺の山梨とか群馬とかいった辺りの、日野よりももっとずっと田舎の村の例ですけど、そういうところでは、地域そのもの、地域全体の不便さ、逆に言えばその魅力を逆手に取って移住をPRする、例えば、移住費用は全額援助します、高校卒業まで教育費は全て村が出しますとか、そういう画期的な施策をやっています。

人口規模が違うし条件が違うといえどもそれまでもかもしれません。現実に移住経費を全額負担するなどということは難しいでしょうが、それくらいの発想がないと成果を上げることはできないのではないのでしょうか。

そういう点で、これなら日野へ、そういう魅力に欠ける内容だと、そのように考

えます。

2つ目の自治会改革についてです。これも堀江町政の公約の2つ目です。

この予算化された事業で果たしてどういう成果が出るのでしょうか。自治会支援に入った職員がどういう動きをするのでしょうか。なかなかイメージが湧いてきません。

3つ目は、私が今までから何度も申し上げておりましたわたむき自動車プロジェクトと環境施策です。

わたむき自動車プロジェクトは、今さらながら、通勤対策をどうしようとするのか、この展望が全く見えてきません。推進プロジェクトで検討していると聞いておりますが、方向性さえうかがえません。

当初の津田前副町長の提案を振り返って見てみますと、あるべき方向性としては間違っていなかった。そんなことを言うと、おまえは率先して反対したやないかと言われるかもしれませんが、方向性としては間違っていなかった。けれど、トップダウンの前副町長は、日野地域の通勤実情、通勤実態というものを十分に認識した上での提案とは到底思えず、案の定、完全に破綻をしました。

後ほど総論部分で述べますけれど、例えば、ダイフクの通勤者の7割程度が、町外、それもJR近江八幡駅や近江鉄道八日市駅付近から集中して勤務しておられるなら、前副町長の提案は成果があったと思われませんが、現実には、八幡駅からダイフクまでの間約20キロ、この周辺をはじめ、通勤者の居住地は各地に点在しています。この方々が通勤バスを使うメリットは少ないのです。だから、どうしたらよいか、徹底した研究と調査が必要なのです。それをしようという努力が見えてこない予算案なのです。

総論です。予算委員長報告は可とすべきでしたが、できるだけ提案も含めて述べますので、皆さんにも再検討していただきたい、このように思います。

堀江町政2期2年目ということになれば、一番堀江カラーを出したいときではないでしょうか。それなのに、そういう骨といますか、幹の部分が全く見られません。額そのものが大きいのに枝葉ばかり。これでは賛成できません。

特に、第一の柱であるはずの子育て施策としてのまとまりがありません。幼児教育・保育再編は予算化されず、婚活や移住施策などの少子化対策、給食無償化とつながらず、ばらばらです。だから、一つ一つが幹を離れて枝葉だけの施策になっています。言い換えればこれは、国や県が認めて交付金を受けられる施策だけをつなぎ合わせたものなのです。婚活対策なんかはその典型例です。これで少子化対策になるでしょうか。

1つの観点として述べます。参考意見です。

奈良女子大学の名誉教授の中山徹先生という方、地方自治なんかにもいろんな発

言をしておられますが、その中山先生がこのようなことをおっしゃっておられます。

少子化対策、幼児教育・保育政策、給食無償化、有機農業振興、少なくともこの4つは、パッケージとして、矛盾なく整合性のあるものとして、思い切った予算編成をする。もう一度そこだけ言いますと、少子化対策、幼児教育・保育政策、給食無償化、有機農業振興、この4つについては、整合性のあるものとして、思い切った予算編成をする。そうしないと、それぞれが足を引っ張り合って成果が上がらない。

ここ、すごく大事だと思います。そういう観点がありますか。

あと、集落自治会、公共交通、環境対策問題。

自治会役員をコンパクト化する、もちろん大事なことです。しかし、不用意にまとめれば大事な役が機能しなくなったり、住民のつながりがかえって薄れてしまいかねません。そういう意味では、徹底してみんなが話し合うような場こそが必要ではないでしょうか。そうするために、支援員さん、どういう在り方が必要か。大きな課題でしょう。

それから、箱物は造れない時代になっていて、まして財政がない中で、集落の自治ハウス、いわゆる集会所は、どこも老朽化していて、耐震基準を満たさないところもたくさんあります。耐震診断は受けたんだけど建て替えのめどが立たない、そういう声を各地で聞きます。

自治会改革を言われるとき、この問題は町長の意識の中にあるのか、その辺りも今後の課題ではないかと考えます。

公共交通問題。

兵庫県にJR和田岬線というのがあります。地下鉄延伸で一時廃線が話題になった路線ですが健在です。距離2.7キロ。役場から日野駅までは3キロ余りですので、それより短い。途中駅なし。所要時間3分。どういう路線かというと、三菱重工神戸造船所への通勤客輸送のために特化した路線です。平日の6時台から9時台に計7本、夕方の16時台から22時台にかけて計10本、昼間の運行はなし、休日は7時台と17時台に各1本のみ、そういう意味で、通勤輸送に完全に特化したダイヤで、1日当たりの平均乗車人員4,351人。

津田構想は、こういう立地なら大いに成り立つでしょう。ところが、日野では無理なんですね。そこでどうするのかの知恵を結集しなければならないのに、そういう検討がなされているとは思えないんです。

チョイソコはおかげさまである程度成果を出しそうです。ですから、環境対策と結びつけて、今度はとにかく通勤をどうするのかをきちんと提示できないといかん時期だというふうに思います。そういうことを提示できない予算には賛成できません。

環境対策にしても、キックオフ集会をやるということは出てきたんですけど、実際に、環境基本計画、どういうものにしようかというのが、イメージが湧いてきません。

通勤対策、それから環境施策、これ、今、どうしても大事な部分だと思います。この辺りを何としても、その骨、幹をしっかりとさせないとならないというふうに思っています。

よって、主にこの3つの観点から、議第25号、令和7年度予算を可とすべきとする予算特別委員長の報告に反対いたします。

もう1点、厚生常任委員長報告、議第16号、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定、議第20号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、議第26号、令和7年度日野町国民健康保険特別会計予算を可決すべきものとする厚生常任委員長の報告につきまして、反対の立場から討論いたします。

この3つの議案は関連しておりますので、そのまま一括して討論を行います。

国民健康保険制度の抱える構造的な問題点につきましては、これまでからいろんなところで指摘をされてきました。端的に言えば、国保加入者は65歳から74歳が約半数で、構成年齢が高い分、それに起因して病院にかかることが多く、したがって、医療水準が高い、お金がかかるということです。社会保険、共済、協会けんぽに比べて、所得水準が低いのに保険料負担が大きい。これらは誰もが認める国保制度の課題です。そのことは、国も県も誰もが分かっているながら、国民皆保険制度を守るためとか、国保会計を破綻させないためになどという理由で、利用者に高額な負担を押しつけているんです。これは明らかにおかしい。

公的に補助をして利用者負担を軽減しなければならないのに、国も県もそうはしません。補助をしないどころか、各自治体がフォローしようとする、あるいは何とか、それにペナルティーまで加えます。利用者に負担を増やしていけば、それに耐えられない人がどんどん増えてゆき、ますます国保会計は立ち行かなくなる。もちろん、特定健診の受診や予防事業など、健康を保つ住民の努力は不可欠ですが、先に挙げたような構造的な問題点があるわけですから、自助努力には限界があります。そこには公費投入が必要で、自治体はそのことをまず、強く県や国に要請することが必要です。そのことを二の次にして、とにかく国保会計を維持するという名目で住民に負担を押しつける議第16号および議第26号に反対します。

それから、議第20号の6年度補正予算については、厚生常任委員会で松田委員が指摘しましたように、8,400万にも上る減額補正をしています。これだけ療養給付費などを減額できるなら、保険税を下げることもできたのではないのでしょうか。この点も加えますし、議第16号、議第26号につきましては、子どもの保険税収入の軽減、例えば、県下でいえば米原市のように、一工夫することによって未就学児の均

等割を実質徴収しないという方法など、やり方があるのですね。これは少子化子育て対策にもなるのです。

根本に、国保の構造的問題を掲げつつ、何か1つでも現実的に対応を考える、そういう姿勢さえ見られない予算案ですので、議第16号、議第26号に反対いたします。

議長（杉浦和人君） 討論の途中ですけど、暫時休憩いたします。

－休憩 12時15分－

－再開 12時16分－

議長（杉浦和人君） 再開いたします。

ほかに討論はございませんか。

11番、後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） それでは、私からは、ただいま加藤議員より4つの議案に対して反対討論がございましたけれども、そのうちの1つであります議第25号、令和7年度日野町一般会計予算に対して、原案に対し賛成の立場から討論をさせていただきます。

今、加藤議員のほうから、子育てや福祉に対する積極的な支援がまだ足りない、あるいはそのほかのことについてもいろいろ反対がございましたけれども、正直言いまして、3月3日にこの議案書を頂きましてから予算委員会が行われるまで丸9日間ございました、この間に、このところはどうか、修正できないのかというような提案を執行側に対してされたのでしょうか。また、予算委員会が行われてから本日までに、約12日間ですかね、あったと思いますけれども、この間にも修正を求められたんでしょうか。修正を求めて修正案を提出されたわけではなく、いきなり反対をされたわけですね。福祉に対して、あるいは子育てに対して支援が足りないと言いながら、これをもし否決してしまわれたら、全てが今止まってしまうことになります。

この令和7年予算の中には、今、加藤議員からは、子育てや福祉に対する施策が足りないというお話がございましたけれども、ぱっと見ましても、出産前から新社会人までの切れ目のない支援の推進という施策でもって、新規事業もたくさん用意してございます。新規だけ見ましても、不育症治療費助成事業、また、1か月乳児の健康診断、あるいは、児童育成支援拠点事業委託費、あるいは、不登校対応のための、小学校への、校内教育センターの学習指導員や、町内の不登校児童生徒と関係機関、支援者をつなぐ不登校支援コーディネーターの配置、増員、ほかにもたくさんございますけれども、子育てや出産支援、こういった事業がたくさん盛り込まれているわけですね。これも全部否決してしまって福祉が足りない、私には、失礼ですけどもどの口がおっしゃっているのかというふうに感じます。

さらに、これだけではございません、今回の当初予算には、例えば中山間地域の

直接支払交付金事業、今回からは50分の1勾配まで拡大するというので、農業をやっている方にとっては非常に重要な予算も含まれております。

また、東桜谷の佐久良地域におきましては、急傾斜地の崩壊が非常に心配されております。これを対策するための事業費も3,000万ほど組まれているわけですね。

こういったものも含めて、いつ南海トラフ地震が起きるかも分からないような状況で、こういったものも全て止める、あるいは遅らせておいて、福祉が足りない、安全が足りない、ちょっと私にはおっしゃっていることの意味が理解できません。

こういったことに対しても前向きにしっかりと進めていくためにも、私は、今回の予算、可決していただいて、そして一日も早くこれを執行していただいて、子育て支援、福祉、あるいは災害対応に一日も早く尽くしてほしいというふうに思いますことから、ぜひ議場にいらっしゃる議員の皆さんには、当初予算に対して賛成していただき、可決いただきますよう心よりお願いを申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに討論はありませんか。

12番、中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、私からは、国保会計関係の賛成討論をさせていただきます。

まず、議第16号、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国民健康保険税の税率を改定するものでございますが、国民健康保険は、安心して医療が受けられるように、加入者みんなで支え合う制度であると思っております。物価上昇など日常生活が厳しい中、国民健康保険税が上がることは、納税者のご理解が必要だというふうにも思います。しかしながら、今後も国民健康保険制度を続けていくため、加入者にご理解、ご協力を頂きながら支え合い、制度を維持していく必要があると考えています。

次に、議第20号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正予算については令和6年度の精査であり、必要な施策の不用額を増額補正し、療養給付費等の実績見込みにより減額されたものです。令和7年度予算にも反映するものであり、精査により、いずれも適正に算定されたものであると思っております。

次に、議第26号、令和7年度日野町国民健康保険特別会計予算につきましては、我が町においても令和7年度も国民健康保険制度を維持し、町民の皆さんがけがや病気になっても安心して医療が受けられるよう、必要な予算が計上されています。

国民健康保険制度がストップしてしまえばどうなるのでしょうか。誰も困る方は出ないのでしょうか。令和7年度も厳しい経済情勢が続く中、今までどおりに医療

を受けられるよう、今回の予算は必要であるというふうに私は判断しております。

今まで申し上げました理由により、議第16号、議第20号、議第26号に賛成をいたします。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 提出案件についての討論はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） 次に、請願第4号についての討論を行います。

討論はございませんか。

8番、山本秀喜君。

8番（山本秀喜君） 請願第4号、学校給食の充実と無償化を求める請願について、先ほど総務常任委員会の委員長報告を私のほうからさせていただきましたが、委員長の立場でございましたので、請願の採択につきましては、賛成、反対の意思表示をしておりません。私は、本請願につきましては反対の立場で討論を行いたいと思っています。

先の12月議会から、総務常任委員会におきまして、この請願の審査を進めてまいりました。そのときには、町の恒常的な財源の確保が課題として上がり、まずは国に財政支援を求めようと、昨年12月25日の議会閉会日に、学校給食費無償化を推進するための財政支援を求める意見書を提案、全会一致で可決、政府に提出させていただいたところでございます。

私は、日野町議会が国に意見書を提出していったように、この給食無償化は国がやるべき事業であって、地方自治体に求めることには反対でございます。自治体の財政力の違いもあって、今や給食の無償化の自治体間競争が起こっているのが事実だと思っています。教育の分野において自治体間での格差が生じていくことはあってはならない、そのような考えを持っております。

また、私は、議員の責務として、町の財政のことも十分に検討した上で判断すべきものと捉えており、町の重要施策との優先順位から見ても、この給食の無償化に係る財源、1年間に8,000万円は相当大きな額であり、継続的に進めていこうとなるととてつもない額になります。ゆえに、この令和7年度の予算を見ても、学校給食に関わる事業経費は2億3,000万ものお金を要しているのです。今の町の財政運営から見ても、財政調整基金12億円から5億4,000万円も取り崩している現状から見ても、到底一般財源で賄うことは大きな懸念事項になると考えております。

また、令和5年度の一般会計決算において、経常収支比率が94.2パーセントと高い割合であることも考えても、独自に無償化の予算を捻出していくことは、相応の行政サービスなどが低下していくことにならないか、こういった懸念点も挙げられるのではないのでしょうか。

今、日野町が取り組む注目すべきこととして、有機米を各学校に月1回の提供にと拡大させており、お米も従来から無償、町の負担で賄ってきており、地場産の活用は40.7パーセントと、県下トップでございます。

このように、今までから、子どもたちの食育のことを十分に考え、自営・自校方式をずっと維持していただいているのです。このことが、給食の無償化になればどう変化していくことになるのでしょうか。

私は、提供する側、町がコストの意識を持つようになって、自営・自校方式の利点、よいことが維持できなくなるおそれが出てくるに違いないと考えています。昨今の物価高騰などの情勢においても保護者負担を求めず、安全でおいしい給食を提供されることに、改めて高く評価しなければならない、そのように考えております。

こういったことから、総合的に考えて、本請願には賛成することができないこと、反対の立場での討論といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論はございませんか。

3番、谷口智哉君。

3番（谷口智哉君） 私からは、請願第4号、学校給食の充実と無償化を求める請願署名に賛成の立場で討論させていただきたいと思えます。

この席に立つのは初めてで、これだけ景色が違いとすごい緊張しているんですが、何とか話させていただきたいなと思えます。

まず、今、山本議員から反対の意見がありました。私もこの請願が出て、紹介議員として名前を書かせていただいてからいろんなことを考えさせていただきました。議会議員の中でもいろんな意見もありましたし、総務常任委員でも、12月の委員会、3月の委員会と様々な議論を交わさせていただきました。私自身としても、署名をされた方、署名の紙が回ってきたけど署名されなかった方、給食費を、無償化というか、免除を受けている方からも意見を聞いて、それぞれがそれぞれの立場でいろんな意見があるということを改めて認識させていただきました。実際私も、昨日の夜ぐらいいまで、結論は出ているんですが悩んでいたということが事実であります。

また、日野町の姿勢として、特に加藤議員の一般質問の中で正木教育次長が答弁された、特に力を入れて答弁された中で、日野町が大事にしているもの、そして、日野町民がこれまで勝ち取ってきたもの、そして維持していこうとしているものがどこにあるのかということも再認識させていただきました。

ただ、先ほどの山本議員の反対討論にもあったような、国がやるべきことだと思っているということは、請願の趣旨には決して一般財源でなければならないということが含まれているわけでもないですし、有機米や地場産のものを使うということに関しても、請願事項の3番には、地元の食材を生かし、安全で豊かな給食を実

現することと書かれています。これに関してはそもそも、請願事項に、自校方式である、自営方式である、地場産を使っているということをないがしろにしてまで給食無償化を求めるものではないということなので、批判、反対する理由には当たらないと思っています。

また、昨年7月に開かれた臨時議会で、町長は少子化対策をテーマの1つとして掲げられました。その結びとしては、「効果的な少子化対策、子育て施策を協議し、全庁を挙げて取り組んでまいります。」と述べられておりました。

そんな中で出てきた、2,842名の個人情報の書かれた署名、今の時代、住所と名前を書くということ自体は、昔と違ってすごい大きな意味を持つものだと思います。そこで総務常任委員会での採択すべきとの結論、これは、二元代表制の一翼を担う議会として、子育て政策に力を入れる堀江町長に、それを検討する中でもっと検討すべきことがあるのではないか、給食無償化も同じテーブルに上げて議論すべきテーマではないのかということ議会として伝えるべきものだと思います。

以上をもって賛成討論は終わらせていただきますが、他の議員の皆様におかれましても、同じ二元代表制の一翼を担うものとして、町長に力強く子育て施策を検討していただきたいと言っていたと思います。よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論はございませんか。

7番、野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 私からは、先ほどの谷口議員の賛成討論を受けまして、請願第4号、学校給食無償化を求める請願について反対の立場で討論をさせていただきます。

まず内容としましては、私も限りある財源だと思っておりますので、この辺りを国費で賄うのではなく町費を追加出動するというようなところに対しては特に反対をしていきたいと思っております。

あと、大きく2点、反対の理由があります。

まず1つ目としましては、両方とも何を課題に持ってくるのかという論点でお話ししたいと思うんですが、1つ目はセーフティーネットの観点です。

まず、最低限給食につきましてはセーフティーネットが利いているというふうに判断しています。その場合に、もっとみんなが助かるようにという観点でもしいくのであれば、全員に対して無償化ではなくて、論点はセーフティーネットの範囲の拡大であるのではないか、このように考えます。

なので、今回は全体で学校給食無償化を訴えるのであれば、このセーフティーネットの観点からはちょっと私とは考え方が違うかなというのが1点。

次に、教育的視点というところをポイントに持っています。

私は以前から教育に関してはたくさん提案をしているんですが、ここでは2つで

すね。

1つは、先ほど来出ていますとおり、町の特色を、執行側としては、自校方式、また、地産地消である、このような食育にこだわっているというところに特色を持っているというのは、3月議会でも答弁されたのが記憶に新しいかと思えます。つまり、これがもし優先順位を無償化に置いていった場合に、この辺りがトレードオフされてしまう、つまり、優先順位が入れ替わることによってこの特色が、無償化のほうを、特色を優先に置いてしまうという訴えをしてしまうと、私はこれは教育的効果としては薄れてしまうんじゃないかと思っています。

なので、やはり教育に力を入れるという意味では、現在、町もそのように答えているとおり、特色を持った自校式、地産地消、食育にこのまま力を入れることを担保したい、このように思います。

もう1つは、多くの人にデータで出ていることで、私も一般質問で伝えました体験格差の問題です。

これは、食に関しては最低限、人はお金を出すと思えます。そこで、ただ、体験に関しては、最低限、人が出すとは限らないというデータが出ています。これがいわゆる体験格差に結びついている、つまり所得格差が体験格差であるというのはこのとおりで、食に関して重要であることは間違いないです。体験に関しても重要であることは間違いない。これはデータで出ているんですね。ただ、重要だと思ってお金を出す人ばかりではないということも同時にデータで出ている。これを私はとても危惧しておりまして、つまり町は何に支援すべきかという論点に置いた場合に、重要なのに行われなくて体験格差という課題が出ているところに町は教育的支援をするべきじゃないのかというふうに思うわけです。

これを埋められるのはやはり公教育の大きな利点ですし、これを埋めていくのは非常に難しい。これは、もしも、ちょっと今から言うのは架空の話になるかもしれませんが、同じ8,000万なり5,000万以上のお金を使っていく場合に、こういう想像をしてしまいます、50万円のワークショップが年間160回毎年できるなど。これで町は変わります、確実に。

なので、やはりこういった教育的視点を持った場合に、私は体験格差を埋めるほうに力を入れてほしい。

このようなことで、ある種違う角度からの問題提起も踏まえて、私は今回のことの町費出動の可能性のあるところに反対の立場で討論させていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに討論はございませんか。

6番、川東昭男君。

6番（川東昭男君） 請願第4号の学校給食の充実と無償化を求める請願について、私は賛成の立場で討論に参加したいと思います。

当請願を取り巻く情勢は、国においても3党が合意し、2026年度から小学校で、その後中学校にも広げるということを、首相も国会で発言されています。

また、全国では、独自に無償化している自治体は722と増加しておりまして、ニーズは高い。4割に当たります。

今回、憲法第26条に「義務教育は、これを無償とする。」とあり、この請願は現実的なものと私は思います。

今回の請願につきましても、2つ目に、小中学校の給食を無償とするための財源措置を国および滋賀県に求めることと、そういう請願内容となっております。国の情勢の変化も含めて、今回の請願は、子育て世代の負担軽減、ひいては人口減少問題にも大きな役割を果たすものと私は考えます。国の実施は当然、また、給食の質の維持を求める声が大きく広がっているのも現状ではないでしょうか。

本請願を採択すべきものと私は考え賛成するものであります。よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので討論を終わります。

これより採決いたします。

ただいま、議第16号、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第20号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、議第25号、令和7年度日野町一般会計予算、および、議第26号、令和7年度日野町国民健康保険特別会計予算について反対討論がございました。また、請願第4号、学校給食の充実と無償化を求める請願に対しても反対討論がありました。

お諮りいたします。ただいま、議第16号、議第20号、議第25号および議第26号を除く議第2号から議第15号までおよび議第17号から議第19号までおよび議第21号から議第24号までならびに議第27号から議第31号まで（町道の路線の認定についてほか25件）については、別に反対討論がありませんので一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決をいたします。

各案に対する委員長報告は、議第2号から議第15号までおよび議第17号から議第19号までおよび議第21号から議第24号までならびに議第27号から議第31号まで（町道の路線の認定についてほか25件）については原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第2号から議第15号までおよび議第17号から議第19号までおよび議第21号から議第24号までならびに議第27号から議第31号まで（町道の路線の認定についてほか25件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

次に、議第16号、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立多数－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立多数であります。よって、議第16号、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

次に、議第20号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立多数－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立多数であります。よって、議第20号、令和6年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

次に、議第25号、令和7年度日野町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立多数－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立多数であります。よって、議第25号、令和7年度日野町一般会計予算は、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

次に、議第26号、令和7年度日野町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立多数－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立多数であります。よって、議第26号、令和7年度日野町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

続いて、請願第4号、学校給食の充実と無償化を求める請願について採決いたし

ます。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－ 起 立 多 数 －

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立多数であります。請願第4号、学校給食の充実と無償化を求める請願は、委員長報告のとおり採択と決しました。

日程第2 議第32号から日程第4 議第34号まで（日野町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか2件）についてを一括議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

日程第2 議第32号、日野町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、町議会議員の議員報酬の額を、日野町特別職報酬等審議会の答申を尊重し、令和7年4月1日から改定するため提案するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願います。

日程第3 議第33号、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、町長、副町長および教育長の給料月額を、日野町特別職報酬等審議会の答申を尊重し、それぞれ令和7年4月1日から改定し、令和8年3月31日までの間は現在のそれぞれの給料月額を据え置くため提案するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願います。

日程第4 議第34号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第1号）。

本案は、第1条のとおり、日野町一般会計予算総額に歳入歳出それぞれ923万5,000円を追加し、予算の総額を106億5,923万5,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、日野町特別職報酬等審議会の答申を尊重した議員報酬の改定に伴い、人件費に関する経費について、所要の予算措置を講じております。

それでは、詳細をご説明いたします。

お手元の議案、議第34号、令和7年度日野町一般会計補正予算（第1号）に添付しております歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

右側のページで申し上げます。

まず歳入でございます。

7ページの第19款・繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を増額補正しております。

続きまして歳出でございます。

9ページの第1款・議会費につきましては、議員報酬の改定に伴い、人件費に関する経費を増額補正しております。

10ページは給与費明細書でございます。

以上、令和7年度日野町一般会計補正予算（第1号）の提案説明といたします。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

議長（杉浦和人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。なお、休憩中に議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんにおかれましては委員会室にお集まりをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

－休憩 12時50分－

－再開 13時08分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第2 議第32号から日程第4 議第34号まで（日野町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか2件）については、委員会付託を省略し、直ちに討論を行い採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので討論を終わります。

これより採決いたします。

議第32号から議第34号まで（日野町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか2件）については、別に反対討論がありませんので一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

議第32号から議第34号まで（日野町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか2件）については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第32号から議第34号まで（日野町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか2件）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5 議第35号、日野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 11番、後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） それでは、議第35号、日野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてについての提案説明をさせていただきます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の制定公布に伴い、日野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するものでございます。

先に、議第5号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを審議していただいておりますけれども、これと同様の改正になるものと思っております。

改正内容は、刑の種類から禁錮および懲役が廃止され、拘禁刑が新たに設けられることから、条例中で引用する字句を改めるものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

－なし－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

－なし－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので討論を終わります。

これより採決いたします。

議第35号、日野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第35号、日野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元に印刷配付の議員派遣一覧表のとおり議員の派遣をすることにいたしたいと思っております。

なお、派遣の変更および緊急を要する派遣の場合は、議長において決定いたしましたと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣については、そのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

日程第7 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元に印刷配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

お諮りいたします。予算特別委員会は問題調査のため引き続き設置いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長（堀江和博君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先週は寒さが戻り、思わぬ雪の降る町内小学校の卒業式となりましたが、春分を

過ぎ、ようやく暖かい春の日となっております。

議員の皆様方には、提案をいたしました令和6年度補正予算案、また、令和7年度当初予算案などにつきまして、慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

今議会で可決いただきました新年度当初予算は、さらなる子育て施策の充実、生活基盤整備や産業振興、地域公共交通の利便性向上、公共施設の長寿命化、持続可能な地域づくりに向けて改革を進める自治会への支援等について、取組を着実に進めるほか、文化財の保存、活用の推進、国民スポーツ大会の円滑な運営とスポーツ振興に対する予算となったところです。

第6次日野町総合計画の5年目として、持続可能な日野町を目指して取り組んでまいりたいと思います。

さて、去る3月9日に挙行いたしました日野町町村合併70周年記念式典には、議員の皆様をはじめ、ブラジル、エンブ市からの使節団の皆様、町内外の来賓の皆様、そして多くの住民の皆様にご参加を頂き、未来ある子どもたちと共に記念式典を行うことができました。

式典では日野町の歴史に思いをはせ、郷土への愛着や交流いただいたご縁を再確認するよい機会となりました。今日の礎を築かれた先人のご尽力と、共に歩んで下さった町民の皆様、そして当町に関わる全ての方々のご協力のたまものと、改めて感謝を申し上げます。

70年前に新しい町としてスタートを切った先人の方々の決意と情熱を胸に、次の80周年に向けて、「だれもが輝き ともに創るまち“日野”」を目指し、皆様と共に未来のまちづくりに向け全力で取り組んでまいります。一層のご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、3月は別れの季節でもございます。日野中学校をはじめ、各小学校、幼稚園、こども園等で、卒業式、卒園式が行われました。

日野中学校では、卒業生186名と、在校生、保護者が一堂に会し、厳かな卒業式が挙行され、感動的でありました。

引き続き、家庭、地域、学校や園、そして行政が力を合わせ、子どもたちの健やかな成長のために努力をしなければと思いを新たにしたところです。

議員各位におかれましては、年度末、年度初めを控え、公私ともご多用のことと存じますが、健康には十分ご留意を頂き、各方面でますますのご活躍をご祈念申し上げます。閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） 去る3月3日から本日まで、提出案件の審議に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

令和6年度も残り僅かとなってまいりました。行政執行担当者には、それぞれの事務事業の完了に向け、適切な処理をお願いいたしますとともに、令和7年度の各会計予算および事務事業の執行についても万全を期して計画どおり遂行されるようお願いを申し上げます。

さて、本年は町村合併70周年の節目の年でありました。また、国民スポーツ大会が44年ぶりに日野町を含む滋賀県各地で開催されるなど様々な事業が予定されております。

我々議員も町政の発展のために行わなければならない各種事業に、できる限り協力をしてまいり所存であります。

また、現在、第18期の議員は、町議会のますますの活性化に向けて、議会改革に積極的に取り組んでまいっておりますが、その1つの成果として、本年6月から通年議会制に移行することを決定し、現在、準備を進めているところでございます。

あわせて、町民から信託を受けた議会議員として、少子高齢化が進む中においても持続可能なまちづくりが行える政策提言ができるよう研さんをしてまいりたいと考えております。

引き続き、議員各位におかれましては、十分ご自愛を頂きながら、心身ともに新しい感覚で、町政の発展と住民福祉の向上のためにご奮闘いただきますようお願い申し上げます。これをもちまして令和7年日野町議会第2回定例会を閉会いたします。

一同起立、礼。

－ 起 立 ・ 礼 －

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

－ 閉 会 13時19分 －

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 福永 晃仁

署名議員 中西 佳子